

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成29年12月

えびの市

～ 目 次 ～

第1節 計画策定の趣旨	
1. 計画策定の位置づけ	1-1
2. 計画期間	1-2
3. 計画対象廃棄物	1-2
第2節 地域概況	
1. 位置	2-1
2. 気候	2-2
3. 人口	2-3
4. 産業	2-5
5. 土地利用	2-6
6. 交通	2-7
7. 上位計画	2-8
第3節 ごみ処理の現状	
1. ごみ処理の流れ	3-1
2. ごみ排出量	3-3
3. ごみの性状	3-6
4. ごみの減量化・再利用の実績	3-7
5. ごみ処理の実績	3-8
6. ごみ処理体制	3-12
7. ごみ処理の評価	3-13
8. ごみ処理の課題	3-14
第4節 ごみ処理の目標	
1. 基本理念と基本方針	4-1
2. ごみ排出量及び処理量の推計方法	4-4
3. 目標値の設定	4-6
第5節 排出抑制計画	
1. 施策の体系	5-1
2. 市民の意識向上を図るための取組	5-2
3. 事業者の意識向上を図るための取組	5-3
4. 行政の取組	5-4
第6節 資源化計画	
1. 分別収集の徹底	6-1
2. リサイクルの推進	6-1
第7節 ごみ処理計画	
1. 処理主体	7-1
2. 収集・運搬計画	7-2
3. 中間処理計画	7-3
4. 最終処分計画	7-4
第8節 その他の計画	
1. 広報啓発活動	8-1
2. 不法投棄・野外焼却対策	8-1
3. 災害廃棄物処理対策	8-2
4. 在宅医療廃棄物に対する対応	8-2
5. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応	8-2

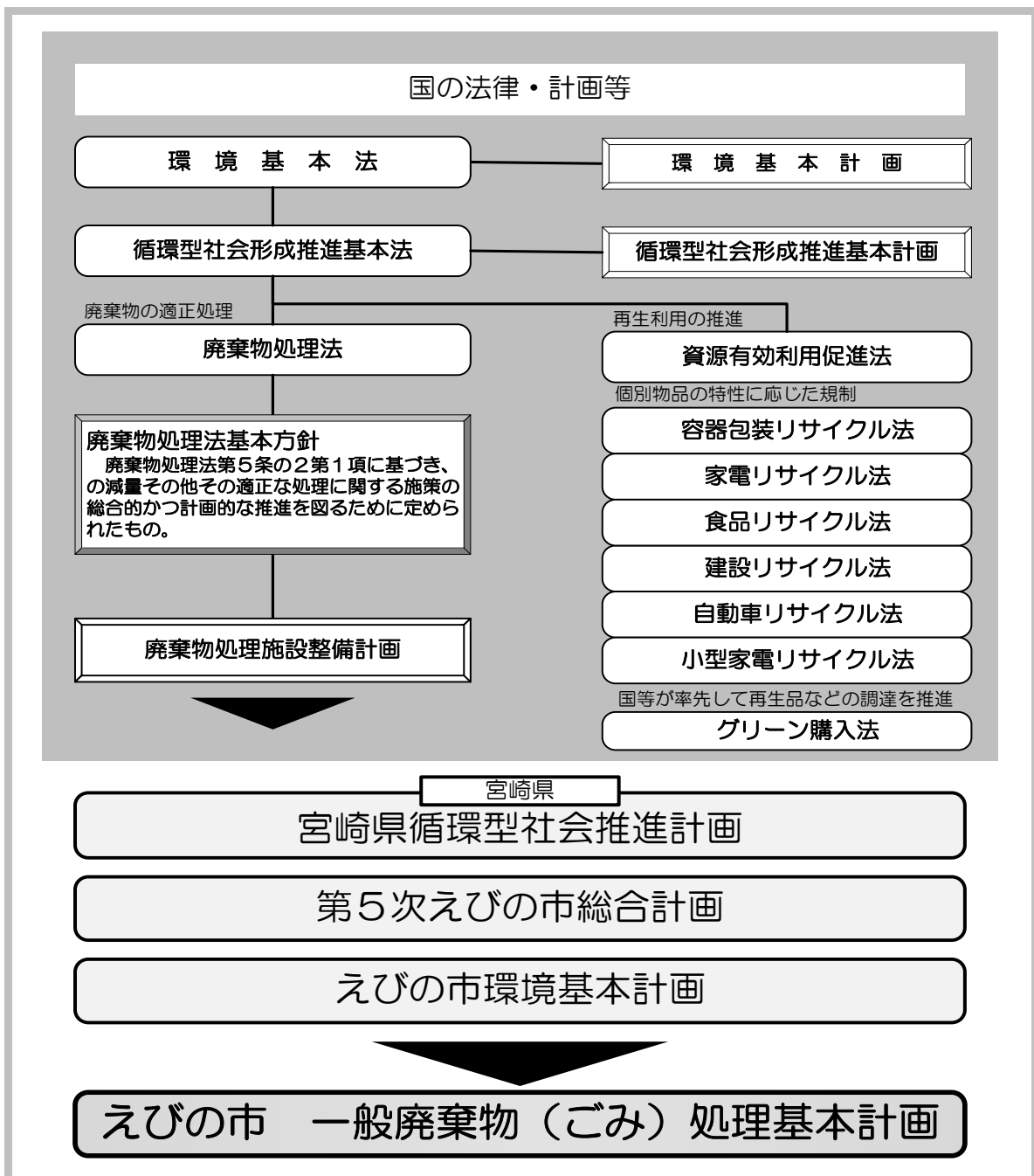
第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の位置づけ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、えびの市（以下「本市」という。）が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定したものです。

この計画は、ごみを適正処理するため、今後のごみの発生・排出・処理・処分に至る方針を示したものです。本計画は、国の法律・計画並びに宮崎県の上位計画を踏まえ計画を立案したものです。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ

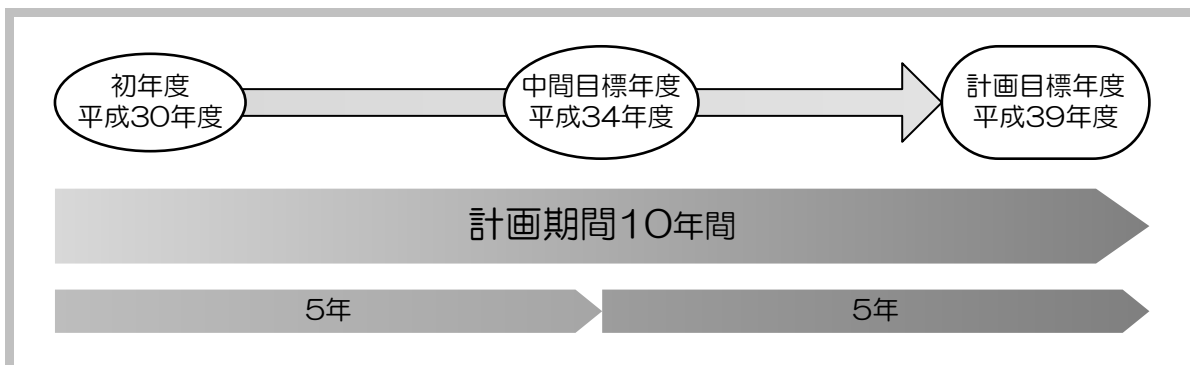


※ 法律名は略称です。

2. 計画期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標年度とする10カ年計画です。
また、5年ごとに見直しを行い、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合においても同様に見直しを行う方針とします。

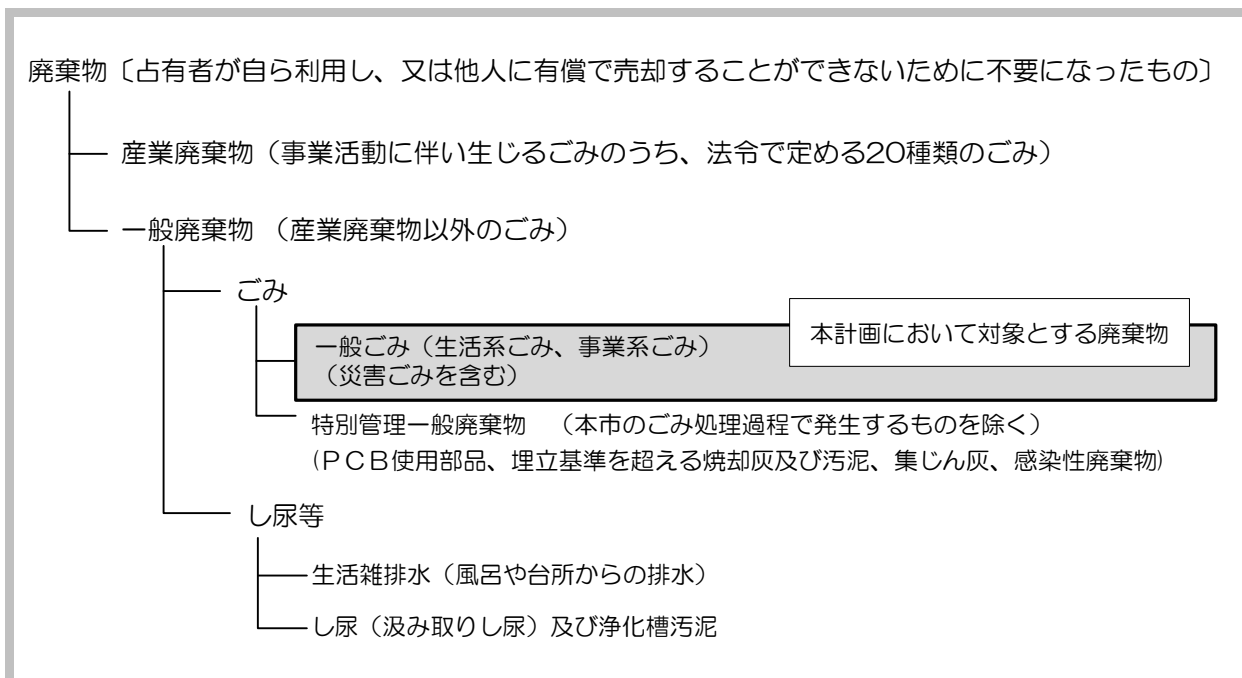
◆図表 1-2 計画の期間



3. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物（し尿等を除く）とします。
なお、法律により処理方法が決められている廃棄物や、本市の施設による処理・処分が困難であるものは本計画の対象外廃棄物とし、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 適 用 物	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店または専門業者引き取りとします。
パ ソ コ ン	<ul style="list-style-type: none"> 資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化とします。
処 理 困 難 物	<ul style="list-style-type: none"> 以下に示す品目については、販売業者や専門業者などの引き取りとします。 ブロック、アスファルト、コンクリート、瓦・タイル、ボイラー、ポンプ、モーター、農機具およびその部品、草刈機およびその部品、その他金属製品、消火器、ガスボンベ、バッテリー、タイヤ（一輪車は除く）、浴槽、サッシ、耐火金庫、自動車、バイクおよびその部品、医療系廃棄物、建築廃材（木材、石こうボード、スレート等）、肥料袋、サイレージラップ、マルチ、谷シート、苗ポット、かん水チューブ、ハウス用フィルム、ピアノなど。

第2節 地域概況

1. 位置

本市は宮崎県、鹿児島県、熊本県の三県の境界に位置しています。

本市の総面積は 283km² で東西約 26km、南北約 20km と南から北に広がる扇型となっています。

本市の南部は、霧島錦江湾国立公園の主峰韓国岳をはじめ、甕岳、白鳥山、飯盛山などが連なり“えびの高原”をつつんでいます。その山裾は、北に向かっておだやかな傾斜の台地を形成しています。北部は、九州山脈の南端にある矢岳山、国見山、鉄山などの急峻な山が連なっています。

◆図表 2-1 宮崎県えびの市の位置



2. 気候

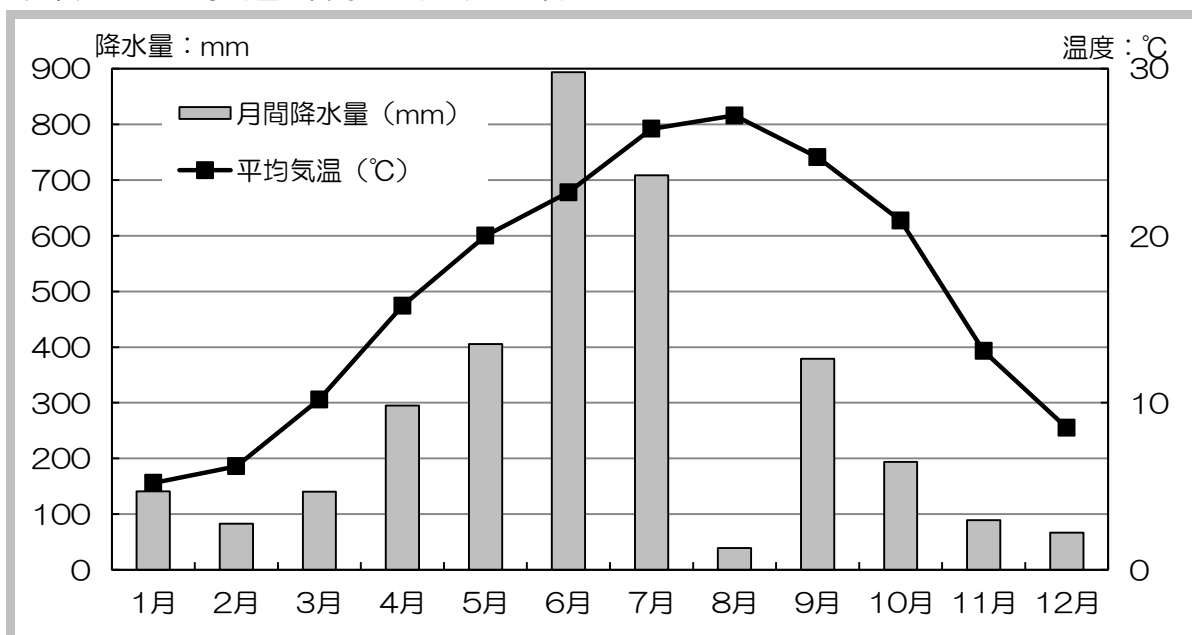
平成 28 年の本市の気候は、平均気温 16.8℃、年間降雨量 3,434.5 mm となっており、気候は盆地特有の寒暖明白な内陸気候となっています。

◆図表 2-2 気象概要（平成 28 年えびの市加久藤観測所）

項目	平均気温(℃)	平均風速(m/s)	降水量(mm)		日照時間(h)
			月間量	日最大	
1月	5.2	1.8	141.0	75.0	74.8
2月	6.2	2.3	83.0	31.0	147.8
3月	10.2	1.7	140.5	58.5	191.1
4月	15.8	2.2	295.0	80.5	133.7
5月	20.0	2.1	405.5	125.0	186.3
6月	22.6	1.9	893.5	181.0	78.6
7月	26.4	1.9	708.5	110.0	192.8
8月	27.2	1.6	39.0	11.5	238.3
9月	24.7	1.6	379.0	60.5	138.8
10月	20.9	1.6	194.0 *	85.0 *	120.1
11月	13.1	1.5	89.0	32.0	173.2
12月	8.5	1.7	66.5	28.5	159.9

※ 統計を行う対象資料が許容範囲で欠損有

◆図表 2-3 平均気温と降水量（平成 28 年）



資料：気象庁「気象統計情報」

3. 人口

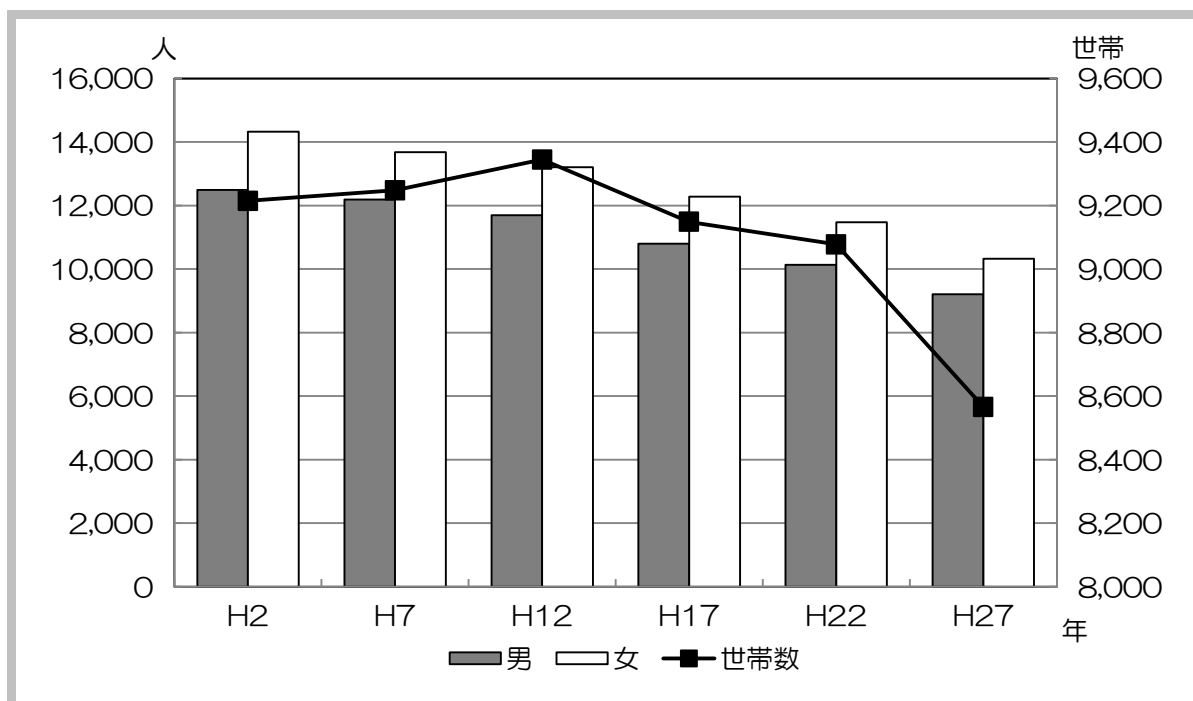
3-1 人口動態

本市の人口は年々減少傾向となっています。世帯数は、平成12年の9,346世帯をピークに減少傾向となっており、平成27年度には8,568世帯となっています。

◆図表 2-4 人口及び世帯数の推移

年次	世帯数（世帯）	人口（人）		
		総数	男	女
平成2年	9,215	26,826	12,497	14,329
平成7年	9,248	25,872	12,192	13,680
平成12年	9,346	24,906	11,692	13,214
平成17年	9,148	23,079	10,807	12,272
平成22年	9,078	21,606	10,134	11,472
平成27年	8,568	19,538	9,208	10,330

資料：総務庁統計局「平成2年～平成27年度国勢調査報告」

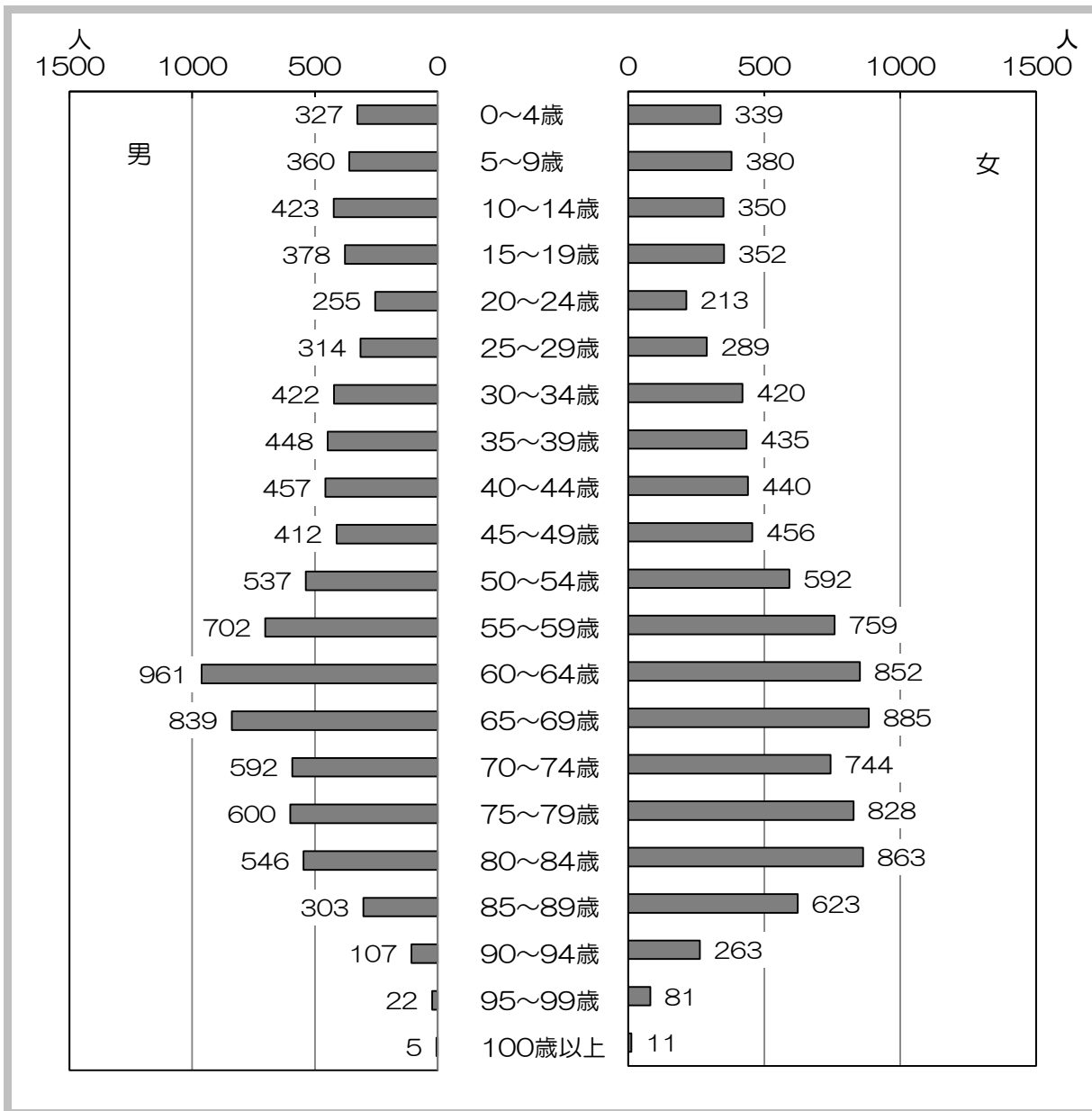


3-2 人口構成

平成27年の本市の年齢階層別人口は、男性では60～64歳（961人）、女性では65～69歳（885人）の階層が最も多くなっています。

また、男女ともに20～29歳の階層人口が少なくなっており、青年層が、就学や就職のために本市から流出しているものと考えられます。

◆図表 2-5 年齢階層別人口の割合



資料：総務庁統計局「平成27年度国勢調査報告」

4. 産業

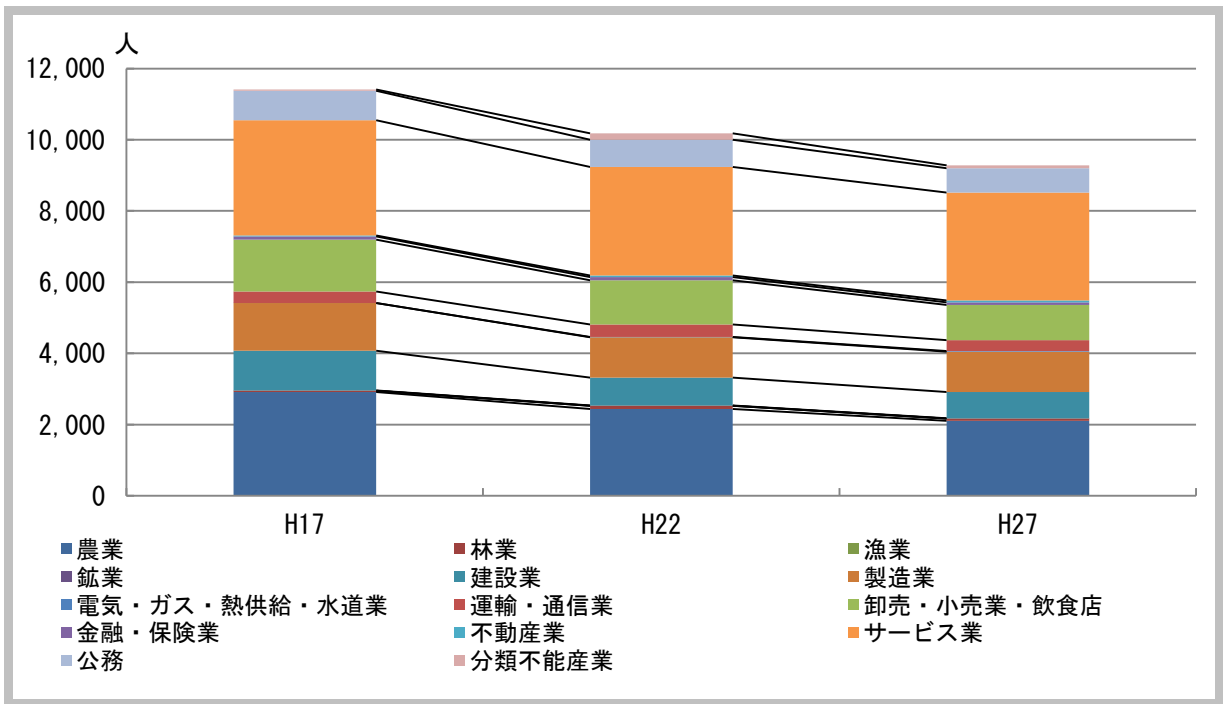
本市における産業別就業人口の推移は、図表 2-6 に示すとおりとなっています。

産業別就業人口の総数は、平成 17 年から平成 27 年までの間に 2,130 人減少しています。

10 年間の就業人口の変動の特徴は、第 1 次産業が農業、第 2 次産業は平成 22 年以降横ばいとなっているものの建設業及び製造業、第 3 次産業は卸売・小売業・飲食店及び公務の就業人口が急激に減少しています。

◆図表 2-6 産業別就業人口の推移

産業別区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
総数	11,408	100.0%	10,176	100.0%	9,278	100.0%
第 1 次産業	2,954	25.9%	2,530	24.9%	2,172	23.4%
農業	2,917	25.6%	2,441	24.0%	2,109	22.7%
林業	34	0.3%	88	0.9%	59	0.6%
漁業	3	0.0%	1	0.0%	4	0.0%
第 2 次産業	2,457	21.5%	1,924	18.9%	1,877	20.2%
鉱業	6	0.1%	9	0.1%	5	0.1%
建設業	1,117	9.8%	780	7.7%	738	8.0%
製造業	1,334	11.7%	1,135	11.2%	1,134	12.2%
第 3 次産業	5,966	52.3%	5,543	54.5%	5,152	55.5%
電気・ガス・ 熱供給・水道業	8	0.1%	10	0.1%	14	0.2%
運輸・通信業	317	2.8%	350	3.4%	311	3.4%
卸売・小売業・ 飲食店	1,461	12.8%	1,239	12.2%	984	10.6%
金融・保険業	90	0.8%	93	0.9%	75	0.8%
不動産業	22	0.2%	42	0.4%	53	0.6%
サービス業	3,243	28.4%	3,046	29.9%	3,033	32.7%
公務	825	7.2%	763	7.5%	682	7.4%
分類不能産業	31	0.3%	179	1.8%	77	0.8%



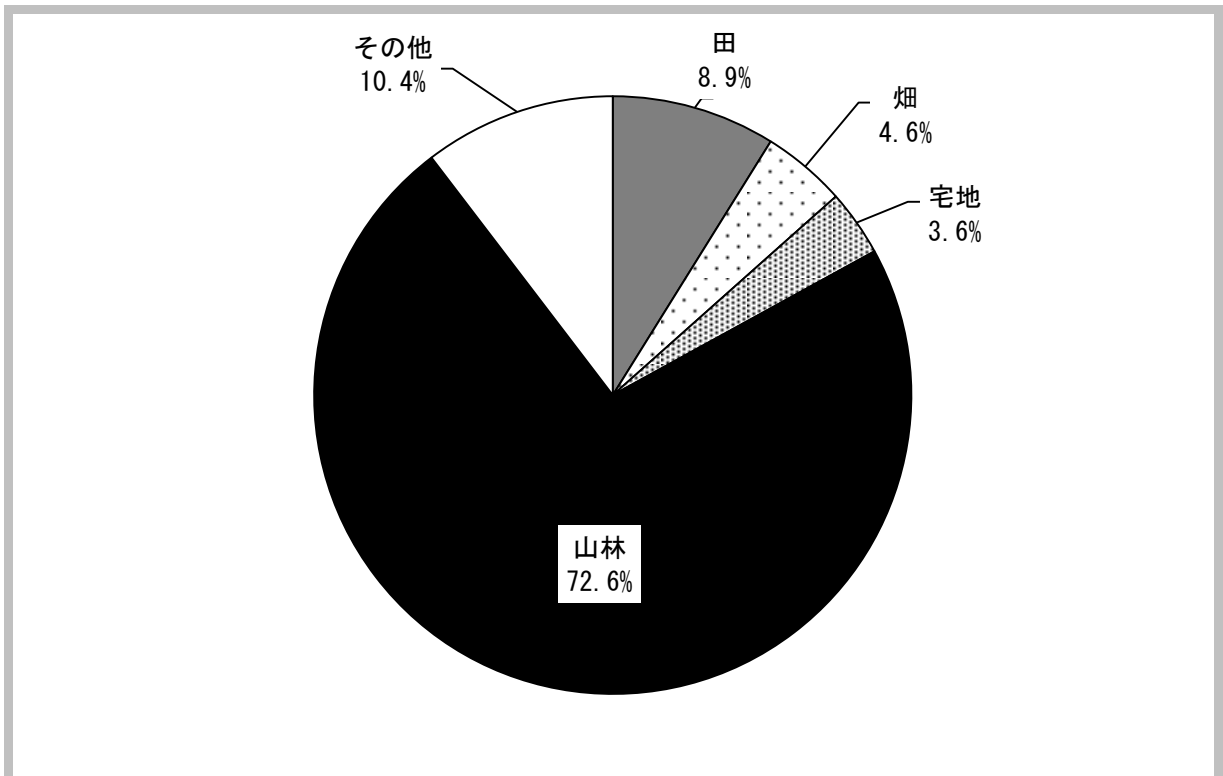
資料：総務庁統計局「平成27年度国勢調査報告」

5. 土地利用

本市の地目別面積は、山林が最も多く 72.6%を占めています。

◆図表 2-7 地目別面積

総面積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	宅地 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)
28,300	2,510.0	1,290.0	1,013.4	20,548.0	2,938.6



資料：指標で見る宮崎県自然環境「平成28年現在」

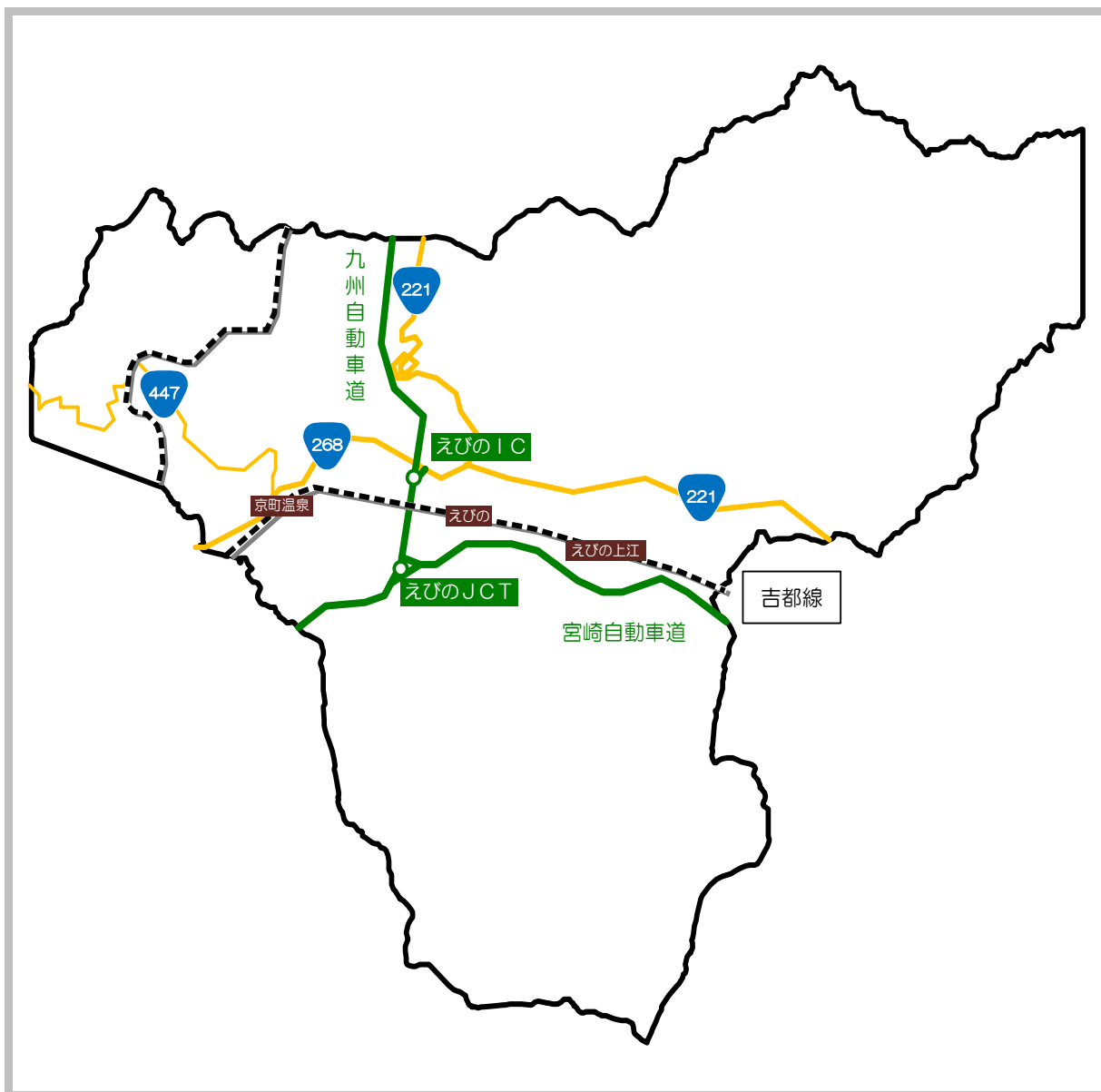
6. 交通

本市は、九州自動車道と宮崎自動車道が、交差する交通の要衝となっており、宮崎、鹿児島、熊本の三方へ伸びています。

また、一般道路網は、熊本方面と宮崎方面を結ぶ国道 221 号、鹿児島方面に向かう国道 268 号、伊佐市方面に向かう国道 447 号が通っています。

その他交通網としては、国道 221 号と並行して J R 吉都線が通っています。

◆図表 2-8 交通網



7. 上位計画

7-1 第5次えびの市総合計画

本市は、平成29年3月に『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』を将来像とした「第5次えびの市総合計画」の後期計画を策定しています。

総合計画に示された環境行政に関する施策は、以下のとおりです。

- 計画名称：第5次えびの市総合計画 後期
- 策定年月：平成29年3月
- 計画期間：平成29年度～平成33年度
- 目標人口：2060年に人口10,000人超を維持（人口ビジョン）
- ごみ処理に係わる施策：資源循環型社会の推進

【施策目標 ～目指す姿～】

○ごみ問題に対する意識が高まり、分別やリサイクル、減量化の取組が進み、ごみが減少しています。

○廃棄物の処理体制が整備され、廃棄物のリサイクルや焼却等の適正な処理が行われています。

【主要施策・主要事業】

施策	内容	重点事業
ごみ減量化 リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び事業者への啓発、指導を通じ、ごみの減量化を促進します。 ・ ルール違反ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境美化推進員報償事業 ②ごみ収集運搬業務事業 ③再商品化事業
廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ えびの市美化センターをはじめ、えびの市一般廃棄物最終処分場、えびの市環境センターなどの各処理の適正な計画的維持管理と施設の長寿命化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①し尿処理事業 ②最終処分場運営事業 ③美化センター運営事業
不法投棄等への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどを防止するため、関係機関や市民、事業者と連携し、啓発及び巡視活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①不法投棄防止啓発事業

【目標指標】

本市では資源循環型社会構築のため、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみの分別の徹底や減量化、リサイクルの推進をおこない市民の意識を高め、行動へつなげる事が課題とされています。

【数値目標】

指標名	前期目標 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
市民1人1日当たりごみ排出量	650g	836g	860g
ごみのリサイクル率	18.0%	13.0%	13.0%
ごみの不法投棄件数	100件/年	108件/年	95件/年
ごみ分別ができていると思う市民の割合	-	78.4%	80.0%

7-2 えびの市環境基本計画

本市では、平成30年3月に「水と空気が美味しい 安心して暮らせるまち えびのー自然の宝庫を次世代に贈ろうー」を望ましい環境像とした「第二次えびの市環境基本計画」を策定しています。

- 計画名称：第二次えびの市環境基本計画
- 環境像：水と空気が美味しい 安心して暮らせるまち えびのー自然の宝庫を次世代に贈ろうー
- 策定年月：平成30年3月
- 計画期間：平成30年度～平成39年度

【基本目標】

第二次えびの市環境基本計画では、以下に示す基本目標、基本施策及び具体的な取組を掲げて、地球規模から身近な環境保全への取組を推進する方針としています。

【基本目標】

項目	基本目標
地球規模	省エネと自然エネルギーを有効活用するまち
自然環境	自然の宝庫を継承するまち
生活環境	環境にやさしい健やかで安心して暮らせるまち
循環型社会	ごみ問題がない循環型社会をめざすまち
保全活動	共に学び、市民・事業者・市が一体となって環境保全活動にとりくむまち

【基本施策及び具体的な取組：廃棄物関連項目を抜粋】

項目	基本施策	具体的な取組
地球規模	二酸化炭素排出削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止啓発活動の推進 ・エコ製品の購入等の普及促進 ・低公害車購入の促進
	エネルギーの有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー利用の啓発 ・新エネルギービジョンの推進
生活環境	水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の普及促進 ・浄化槽の適正な維持管理の推進 ・生活排水の適正処理
循環型社会	廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止の監視 ・ごみの分別の徹底 ・適正な処理及び維持管理の推進 ・広域処理に向けた協議実施
	排出抑制・再使用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成の推進 ・資源物のリサイクル推進
保全活動	環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の促進
	環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の推進

7-3 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年5月に「第3次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。概要は、以下に示すとおりです。

◆図表 2-9 第3次循環型社会形成推進基本計画の概要

循環型社会のイメージ	
<ul style="list-style-type: none">① 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会② 3R型（リデュース・リユース・リサイクル）ライフスタイルと地域循環圏の構築③ 資源効率性の高い社会経済システムの構築④ 有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制が整備された安全・安心の実現⑤ 国際的取組を通じた世界の環境負荷低減に貢献する社会	
数 値 目 標	
<ul style="list-style-type: none">◆ 物質フロー（マテリアルフロー）目標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none">① 資源生産性 → 約46万円/t（平成12年度から約8割向上）② 循環利用率 → 約17%（平成12年度から約7割向上）③ 最終処分量 → 約17百万トン（平成12年度から約7割減少）◆ 一般廃棄物の取組指標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none">① ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減② 生活系ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減③ 事業系ごみ排出量 → 総量を約35%削減	
取 組	
<ul style="list-style-type: none">◆ 「質」にも着目した循環型社会の形成<ul style="list-style-type: none">① 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築 （※社会形成推進基本計画ではリデュース・リユースの取組がより進む社会経済システムの構築を目指すとされています。）② 使用済み製品からの有用金属の回収③ 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築⑤ 災害時の廃棄物処理システムの強化◆ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組◆ 地域循環圏の高度化◆ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用◆ 循環産業の育成<ul style="list-style-type: none">① 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成② 静脈物流システムの構築◆ 廃棄物の適正な処理<ul style="list-style-type: none">① 不法投棄・不適正処理対策② 最終処分場の確保等◆ 各個別法の対応◆ 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発<ul style="list-style-type: none">① 環境教育等の推進② 3Rに関する情報共有と普及啓発◆ 国際的取組の推進◆ 東日本大震災への対応	

出典：環境省ホームページ

7-4 国の基本方針

環境省においては、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成13年5月に定めており、平成28年1月に平成28年度以降の新たな目標量と、非常災害時に関する事項が追加されています。

基本方針は、平成32年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化及び最終処分目標量が示されています。

◆図表 2-10 基本方針に基づく一般廃棄物に係る目標

項目	平成24年度（現状）	平成32年度
排出量	45百万トン	12%削減
再生利用量	9.3百万トン（約21%）	約27%増加
最終処分量	4.7百万トン	約14%削減
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	-	500g

注）1人1日当たりの生活系ごみ排出量：集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭から排出するごみ量の1人1日当たり換算値

7-5 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成25年5月に廃棄物処理法に基づき、平成25年度から平成29年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

当該計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえたことを特徴としています。従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

◆図表 2-11 一般廃棄物に係る目標及び指標

<p>【基本的理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆3Rの推進 ◆強靱な一般廃棄物処理システムの確保 ◆地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備 <p>【一般廃棄物の係る目標及び指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：22% → 26% ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持 ◆焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21% ◆し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%
--

7-6 循環型社会形成推進交付金制度

国は、平成 17 年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設しています。

これは、廃棄物の 3R を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的として創設された制度となります。

交付金の特徴は、①地方の自主・裁量性の極めて高い制度②戦略的な目標設定と事後評価を重視③国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進の 3 点となっています。

交付の対象地域は、市町村（人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上）の計画対象地域とされており、交付金の額は、交付対象事業の 1/3（ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については 1/2）が市町村に交付される制度となっています。

現時点で活用可能な交付金制度は、以下のとおりです。

◆図表 2-12 (1) 循環型社会形成推進交付金制度

制度	目的	対象事業
循環型社会形成推進交付金	循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するため	<ul style="list-style-type: none"> ● マテリアルリサイクル推進施設 ● エネルギー回収型廃棄物処理施設 ● エネルギー回収推進施設（平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。） ● 高効率ごみ発電施設（平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。） ● 高効率原燃料回収施設（平成23年度以前に着手し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度に実施している場合に限る。） ● 有機性廃棄物リサイクル推進施設 ● 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。） ● 最終処分場再生事業に要する費用 ● 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3） ● 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2） ● （北海道、沖縄県、離島地域及び奄美群島以外のごみ焼却施設については、平成26年度以前に着手し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限る。） ● 漂流・漂着ごみ処理施設 ● コミュニティ・プラント ● 浄化槽設置整備事業 ● 浄化槽市町村整備推進事業 ● 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県のみ交付対象）設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用 ● 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）施設の新設、増設に要する費用 ● 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象） ● 施設整備に関する計画支援事業 ● 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画廃棄物処理施設における総合的な長寿命化計画策定支援事業

◆図表 2-12 (2) 循環型社会形成推進交付金制度

制度	目的	対象事業
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)	廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 ● 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 ● 施設整備に関する計画支援事業 ● 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業
廃棄物処理施設整備交付金	廃棄物処理施設整備計画に示す災害対策の強化、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● マテリアルリサイクル推進施設 ● エネルギー回収型廃棄物処理施設 ● エネルギー回収推進施設(平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第9項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。) ● 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第9項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。) ● 最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。) ● 最終処分場再生事業 ● 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3) ● 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2) (ごみ焼却施設については、平成26年度以前に着手し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限る。) ● 施設整備に関する計画支援事業 ● 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画廃棄物処理施設における総合的な長寿命化計画策定支援事業 ● 災害廃棄物処理計画策定支援事業

7-7 宮崎県循環型社会推進計画

宮崎県では、廃棄物の適正処理と宮崎県の地域性を活かした循環型社会の形成を一体的に推進するため、「宮崎県循環型社会推進計画」を策定しています。

当該計画は、低炭素社会の構築や大気・水環境の保全等、他の環境分野の計画と併せて策定している「宮崎県環境計画」（平成 28 年 3 月）の一部として策定されています。

また、当該計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 5 条の 5 に基づく廃棄物処理計画及び「第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 5 月環境省）」第 4 章第 4 節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画として位置付けられています。

<施策>

- 4R『発生回避（リフューズ）発生抑制（リデュース）再使用（リユース）再生利用（リサイクル）』と廃棄物の適正処理の推進
 - ①循環型社会推進計画に基づく排出抑制等
 - ②4Rの推進と地域性を活かした循環型社会の形成
 - ③廃棄物の適正処理の推進
- 環境にやさしい製品の利用促進
 - ①積極的な木材利用の推進
 - ②県内の公共事業における木造化・木質化の推進
 - ③間伐材利用の推進
 - ④グリーン購入の推進
 - ⑤環境にやさしい製品やサービスの需要拡大に対する支援

◆図表 2-13 一般廃棄物に係る数値目標

	現況値（平成 25 年度）	目標値（平成 32 年度）
一人一日当たりの排出量	969g 人/日	930g 人/日
再生利用率	19.0%	25.0%
最終処分率	12.6%	11.0%

資料：「宮崎県環境計画」

第3節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

1-1 ごみの分別

本市の分別区分は、①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③ペットボトル、④空き缶・空きびん、⑤古紙類、⑥プラスチック製容器包装、⑦生きびん、⑧その他、⑨有害ごみ、⑩粗大ごみの10種類となります。

◆図表 3-1 ごみの分類

分別種類		具体的な品目	本計画での名称
燃やせるごみ		生ごみ、貝殻、たまごのから、食用油（紙に吸わせる）衣類、座布団、紙くず、くつ、カバン、革・ゴム製品、紙おむつ、カセットテープ、CD類、木くず枝、落ち葉、50cm以下のひも・ホース、プラスチックハンガー、カイロ、アルミホイル、発泡スチロール（一辺が50cm以下にする）など	燃やせるごみ
燃やせないごみ		茶碗、皿、花瓶、酒、鏡、ガラス製品、指定袋に入る小型電化製品（電源コードは切る）、なべ、やかん、フライパン、時計、造花、油びん、かみそり、針金ハンガー、その他金属を含むもの	燃やせないごみ
空き缶・空きびん		アルミ缶、スチール缶、食用缶づめ、調味料、化粧びん（乳白色以外）スプレー缶、カセットボンベ	資源物
プラスチック製容器包装		ペットボトル以外のボトル類（ソース、洗剤、シャンプー）、ペットボトルのふた、カップ・パック類（たまごパック、カップめん）、チューブ類（はみがき粉、わさび）、袋、ラップ、ラベル類、レジ袋、菓子袋、トレイ類（発泡スチロール製食品トレイ）	
資源物	ペットボトル	清涼飲料水、しょうゆ、みりん、酢、焼酎、酒類	
有害ごみ	古紙類	新聞紙、チラシ、雑誌、カタログ、書籍、パンフレット、ダンボール、紙パック（内側が銀色のものをのぞく）肥料袋（ビニール付をのぞく）	
灰	生きびん	一升びん（焼酎・しょうゆ・酒）五合びん、ビールびん	
	その他	電気コード、てんぷら油（廃食用油）、傘、ライター、はさみ、カッターナイフ、釘、ねじ、針金	
	有害ごみ	乾電池、体温計、蛍光灯、電球、灰、ペット砂	
粗大ごみ		たんす、こたつ、机、椅子（金具は取り外す）ふとん、カーペット、じゅうたん、レジャーシート、たたみ、ふとん、シーツ、ふすま、しょうじ、ソファ、あんま機、スプリングマット、自転車、一輪車、金属机、ミシン、指定袋に入らない大型家電、ガスコンロ、石油ストーブ（灯油は抜く、電源コードは切る）など	粗大ごみ

※『粗大ごみ：一辺が50センチ以上のものとする』

※粗大可燃ごみ：大きさ制限 180×100×100 までとする

※粗大不燃ごみ：大きさ制限 150×90×90 までとする

資料：市ホームページ

1-2 ごみ処理の流れ

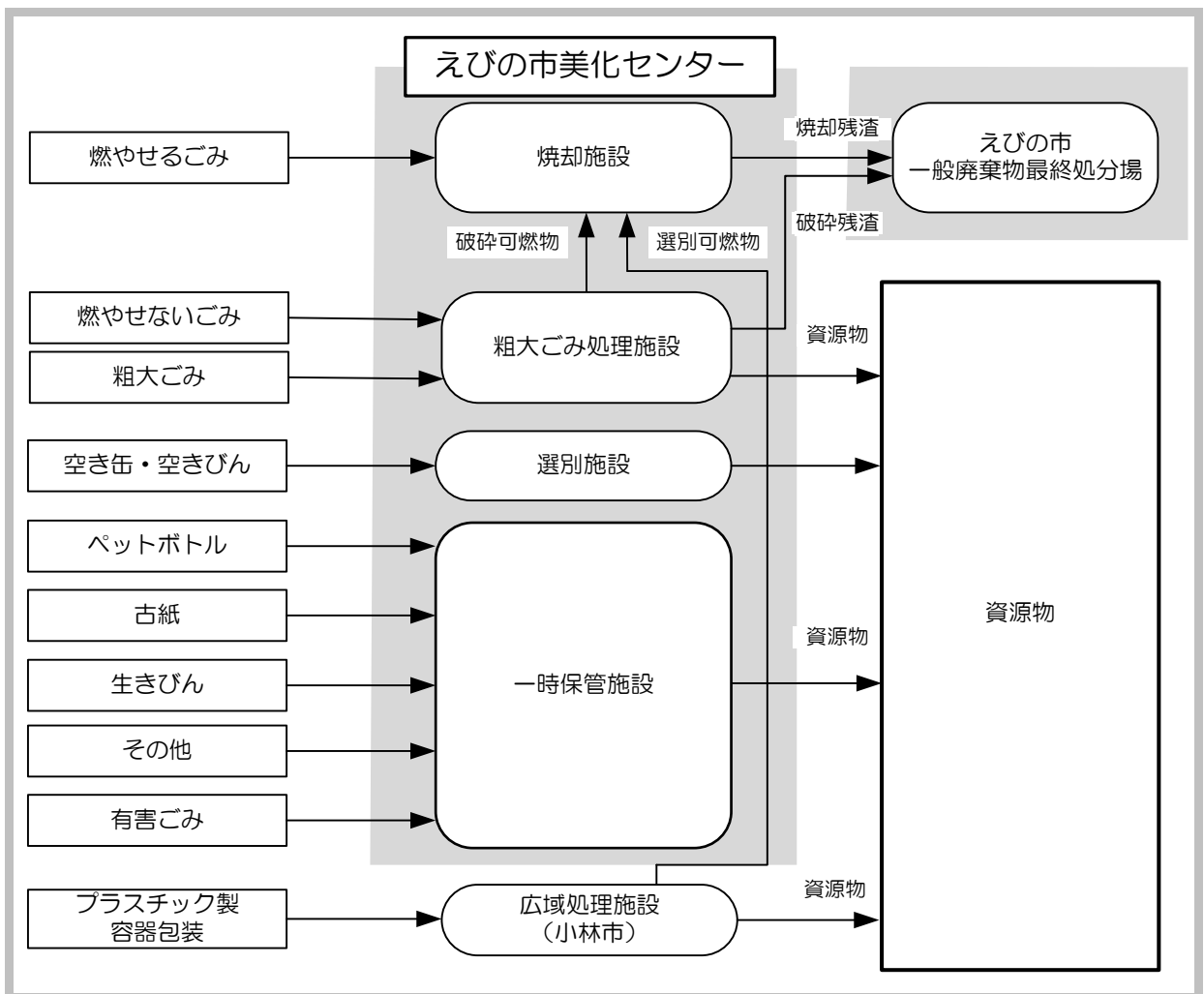
本市から排出されたごみは、えびの市美化センターにて処理を行っています。

燃やせるごみは、えびの市美化センターにて焼却処理を行い、焼却残渣はえびの市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っています。燃やせないごみ及び粗大ごみは処理施設にて破碎・選別し、資源回収を行った後、最終的な残渣を埋立処分しています。

資源物の空き缶、空きびんは、選別施設にて資源化され、ペットボトル、古紙、生きびん、有害ごみ、その他は一時保管施設にて保管後、業者に引き渡して資源化を行っています。

なお、プラスチック製容器包装は、小林市のリサイクル施設にて中間処理を行っています。

◆図表 3-2 ごみ処理の流れ



資料：市資料

2. ごみ排出量

2-1 年間排出量

本市のごみ排出量は、概ね横ばいで推移しています。

生活系ごみのうち、収集ごみは減少傾向となっていますが、直接搬入ごみは年々増加傾向となっており、特に平成 27 年度に大きく増加しています。

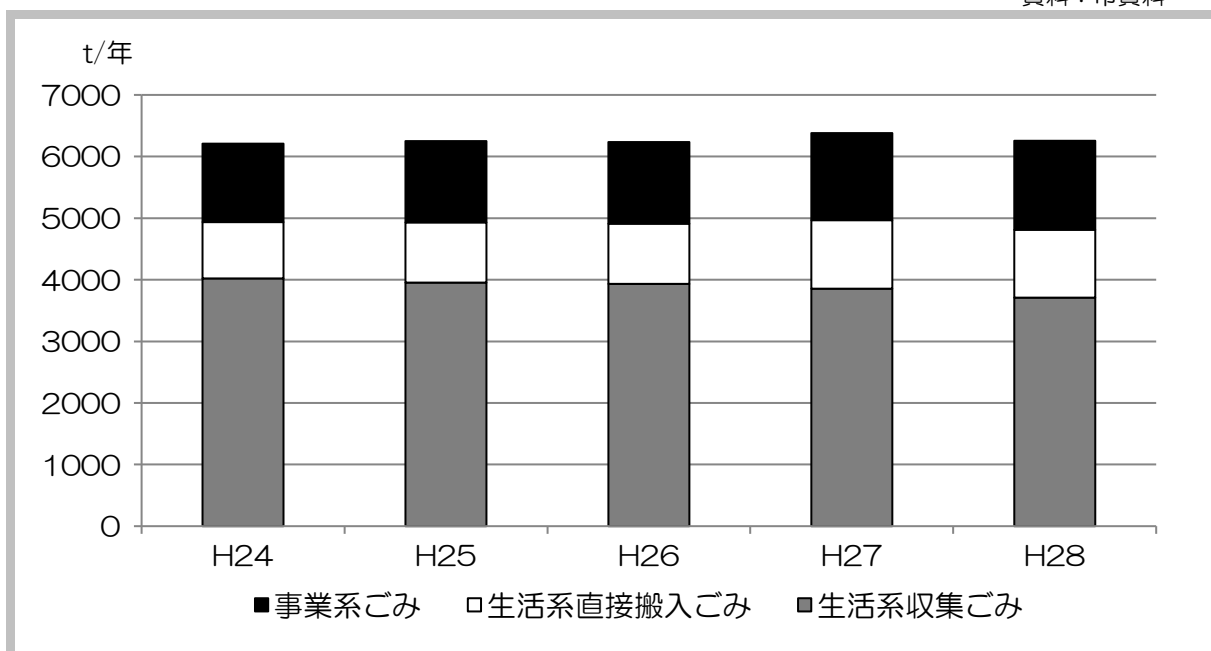
事業系ごみも直接搬入ごみと同様の傾向となっています。

◆図表 3-3 ごみ排出量の推移

単位：t

		H24	H25	H26	H27	H28	
生活系	収集ごみ	燃やせるごみ	3,310	3,297	3,263	3,213	3,093
		燃やせないごみ	81	75	78	82	77
		資源物	629	623	591	561	545
		その他	2	0	0	1	1
		小計	4,022	3,995	3,932	3,857	3,716
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	571	644	626	663	577
		燃やせないごみ	43	41	45	60	100
		資源物	147	143	156	167	216
		その他	17	4	4	52	28
		粗大ごみ	137	142	146	167	179
	小計	915	974	977	1,109	1,100	
計		4,937	4,969	4,909	4,966	4,816	
事業系ごみ	燃やせるごみ	1,194	1,247	1,249	1,318	1,348	
	燃やせないごみ	7	7	10	8	5	
	資源物	40	43	43	43	35	
	粗大ごみ	29	25	22	44	26	
	小計	1,270	1,322	1,324	1,413	1,414	
合計		6,207	6,291	6,233	6,379	6,230	

資料：市資料

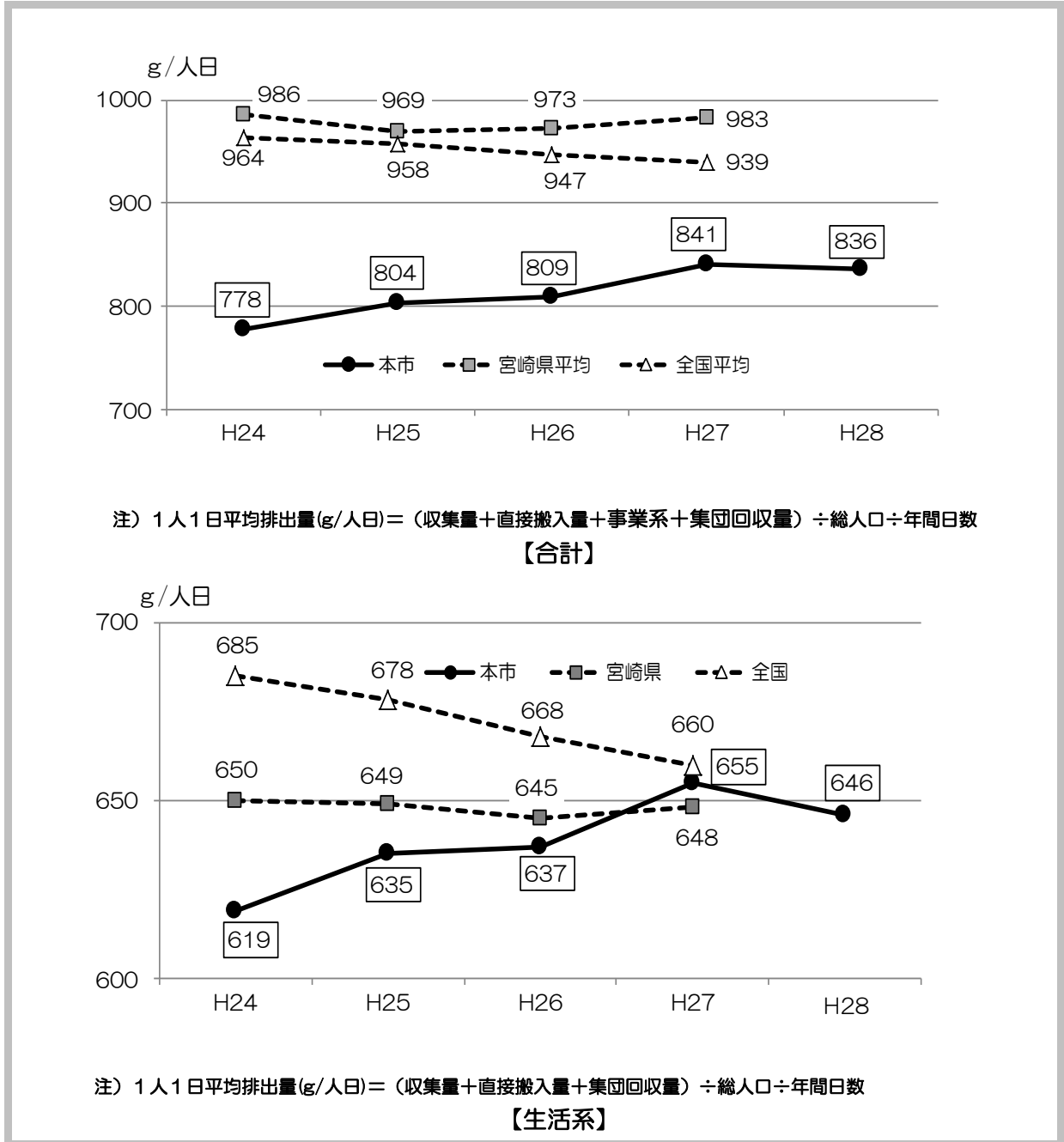


2-2 1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりごみ排出量は、宮崎県及び全国平均と比べると低い値で推移していますが、年々増加傾向となっています。

生活系ごみも同様に年々増加し、平成27年度には宮崎県平均を上回っています。

◆図表 3-4 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

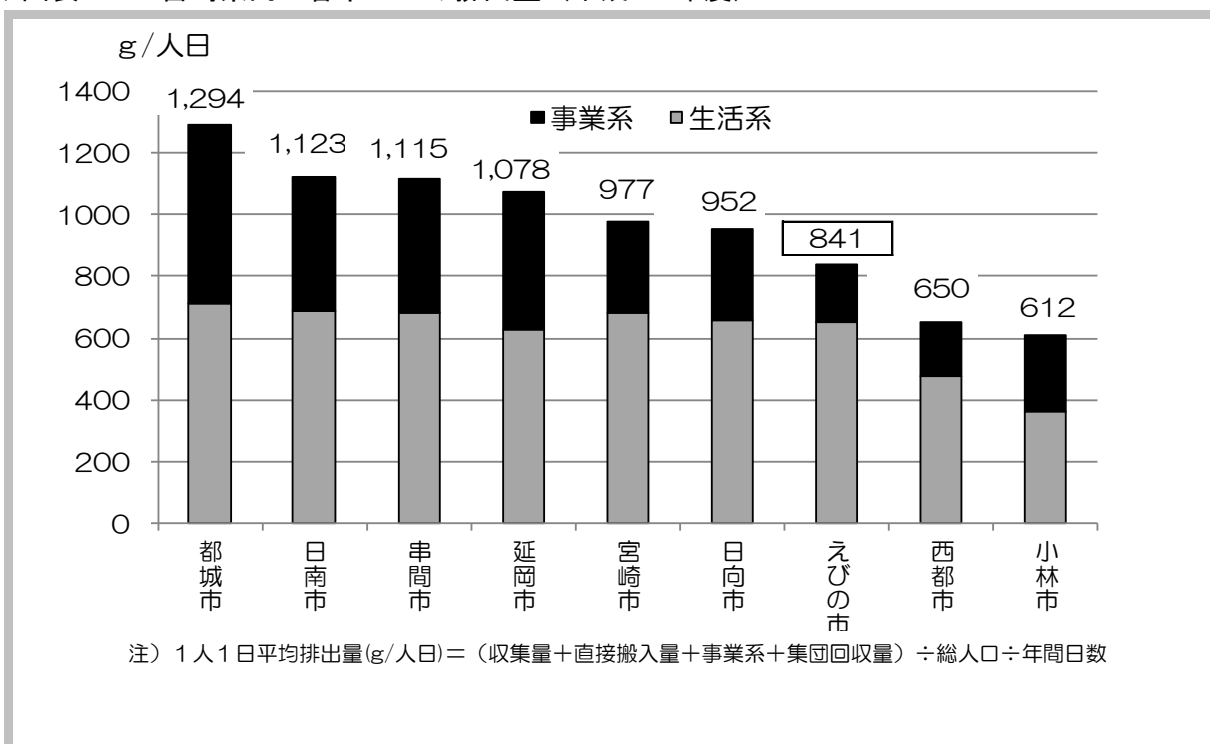


注) 人口：10月1日

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」（全国及び宮崎県）
宮崎県及び全国のごみ排出量には集団回収が含む。

本市の1人1日当たりのごみ排出量（平成27年度実績）を、宮崎県内の他市と比較すると、県内で3番目に低い排出量となっています。

◆図表 3-5 宮崎県内の各市のごみ排出量（平成27年度）



注) 人口：10月1日

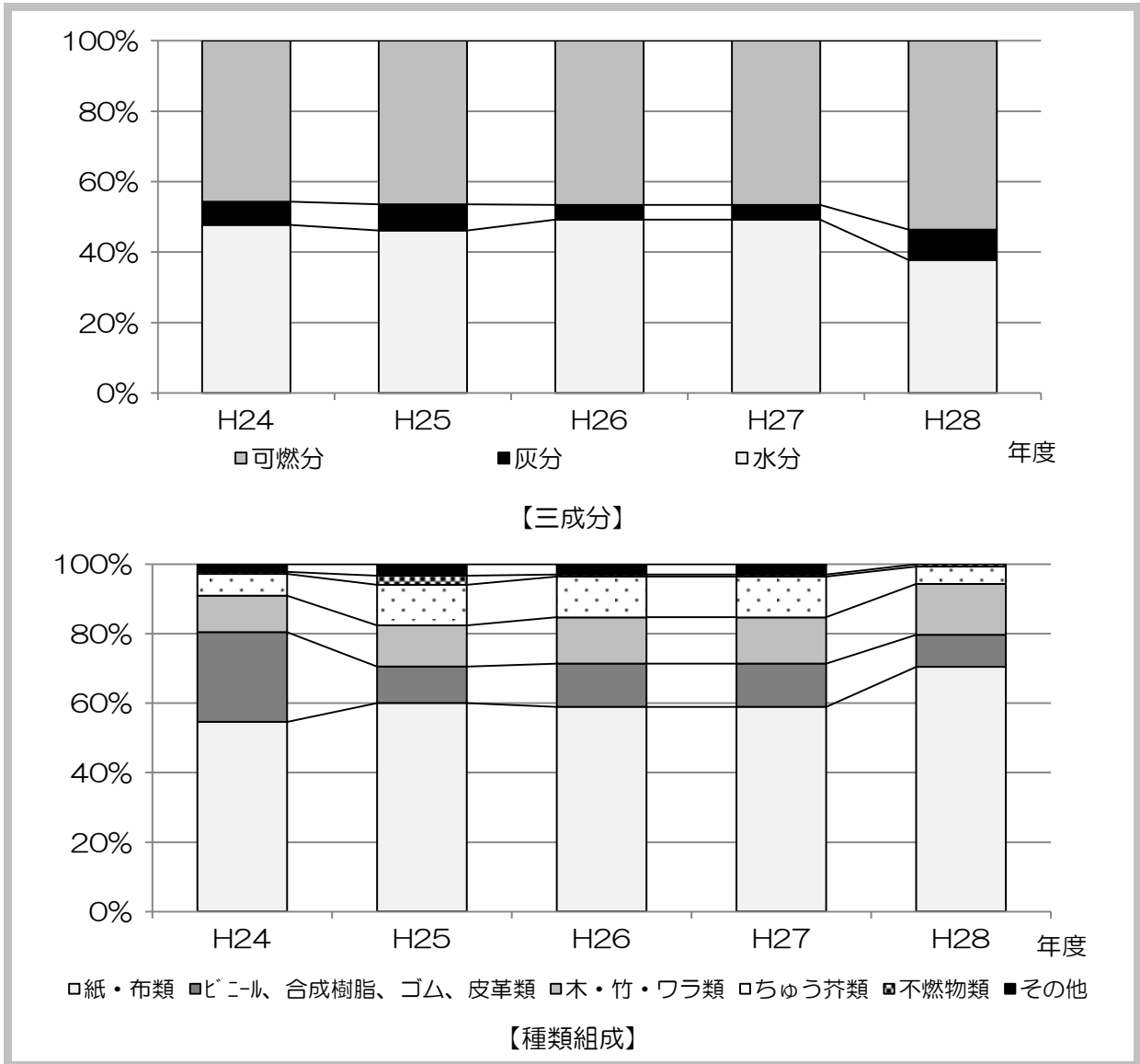
資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

3. ごみの性状

えびの市美化センター（焼却施設）では燃やせるごみの性状を定期的に調査しています。

調査結果によると、三成分では、可燃分、水分がともに概ね46%を占めており、ごみ種類組成では、紙・布類が最も多くなっています。

◆図表 3-6 三成分、種類別組成割合の推移



資料：市資料

4. ごみの減量化・再利用の実績

4-1 中間処理を伴わない資源物

本市のリサイクル施設等で中間処理を行わない資源物量は、年々減少傾向となっています。

◆図表 3-7 中間処理を伴わない資源化量

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
古紙・紙パック等	438	430	407	385	363
ペットボトル	37	38	37	37	36
廃食油	0	1	2	1	2
その他	23	25	25	31	28
合計	498	494	471	454	429

資料：市資料

4-2 中間処理を伴う資源物

燃やせないごみや資源物の一部は、えびの市美化センターにて、破碎・圧縮・選別等の処理を行った後、資源化しています。

中間処理により回収された資源化量は、年間 370t 前後で推移していましたが、平成 28 年度では、344t とやや減少傾向となっています。

◆図表 3-8 中間処理を伴う資源化量

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
金属類	67	66	65	65	66
ガラス類	139	128	116	143	116
プラスチック製容器包装	115	113	109	109	104
その他	61	70	70	58	58
計	382	377	360	375	344

資料：市資料

5. ごみ処理の実績

5-1 収集・運搬体制

本市のごみの収集頻度は、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみが月1回、資源物のうちプラスチック製容器包装が週1回、その他の資源物は、月2回となっています。

なお、粗大ごみは自己搬入によるため、収集していません。

◆図表 3-9 収集運搬体制

分別種類		収集頻度	収集形態	排出方法	排出場所
燃やせるごみ		週2回	委託	指定袋	地区ステーション
燃やせないごみ		月1回	委託	指定袋	地区ステーション
資源物	ペットボトル	月2回	直営	指定袋	資源ステーション
	空き缶、空きびん	月2回	委託	指定袋	地区ステーション
	古紙類	月2回	直営	ひもで十字にしぼる	資源ステーション
	プラスチック製容器包装	週1回	委託	指定袋	地区ステーション
	生きびん	月2回	直営	配布されたコンテナ箱	資源ステーション
	有害ごみ	月2回	直営	配布されたコンテナ箱 (多量のもの束ねる)	資源ステーション
	その他	月2回	直営	配布されたコンテナ箱	資源ステーション
粗大ごみ		随時	自己搬入	-	-

◆図表 3-10 処理手数料

生活系ごみ	費用
粗大ごみ	180 円/10kg

事業系ごみ	費用
燃やせるごみ、プラスチック製容器包装 (産業廃棄物を除く)	120 円/10kg
燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ	300 円/10kg

資料：市ホームページ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

5-2 処理・処分量の実績

(1) 焼却量

えびの市美化センターの焼却処理量（えびの市分）は、平成 27 年度までは増加傾向となっていたのですが、平成 28 年度は減少傾向となっています。

◆図表 3-11 ごみ焼却量の推移

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ焼却量 (えびの市分)	5,162	5,275	5,241	5,341	5,183

注) 施設での処理量であり、可燃ごみの搬入量ではありません。 資料：市資料「えびの市のごみ処理の流れ」

(2) 粗大ごみ処理施設の処理量

えびの市美化センターの粗大ごみ処理施設の処理量は、平成 25 年度以降、継続して増加傾向となっています。

◆図表 3-12 処理量の推移

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
粗大ごみ等 処理量	299	290	302	361	388

資料：市資料「えびの市のごみ処理の流れ」

(3) 最終処分量

本市における埋立物は、焼却施設から発生する焼却残渣及び粗大ごみ処理施設から発生する不燃物残渣となります。平成 28 年度の最終処分量は、915t となっています。

◆図表 3-13 最終処分量の推移

単位：t/年

		H24	H25	H26	H27	H28	
埋 立 量	灰	焼却灰	819	697	694	752	709
		灰（収集分）	22	22	21	19	16
		灰（持込み分）	3	1	1	1	2
	灰 計		844	720	716	772	727
	不燃残渣		166	145	146	207	188
合 計		1,010	865	862	979	915	

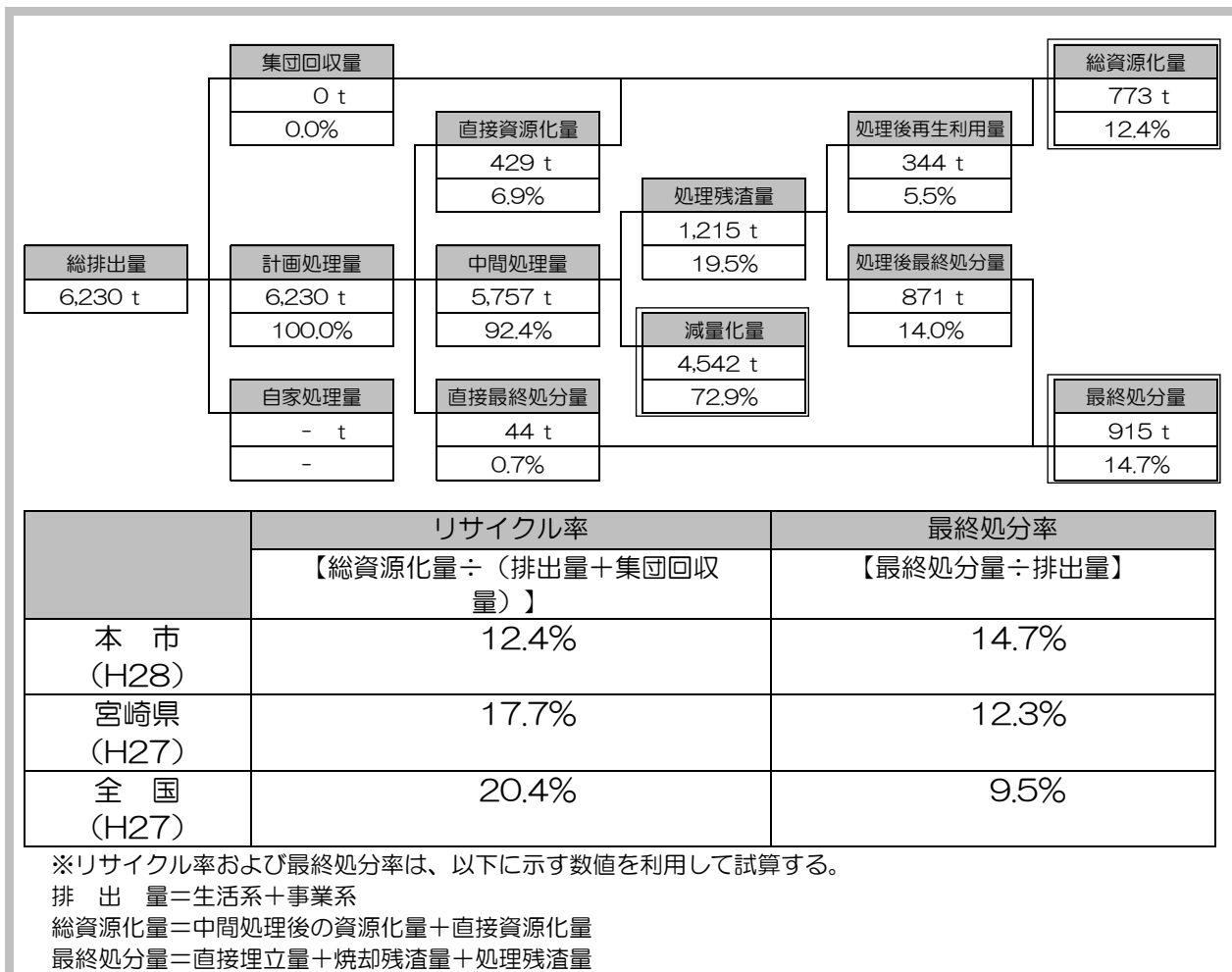
資料：市資料

(4) リサイクルと最終処分

本市の平成 28 年度の総資源化量は 773t/年で、リサイクル率は 12.4%となっており、宮崎県や全国の平均値より 5%以上低くなっています。

平成 28 年度の最終処分量は 915t/年で、最終処分率は 14.7%となっており、宮崎県や全国の平均値より 2%以上高くなっています。

◆図表 3-14 リサイクルと最終処分【平成 28 年度】



資料：市資料

5-3 ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

◆図表 3-15 焼却施設及び粗大ごみ処理施設の概要

施設名	えびの市美化センター	
所在地	えびの市大字坂元 1040 番地	
処理能力	焼却施設	粗大ごみ処理施設
	70t/日 (35t×2 炉)	10 t /日

◆図表 3-16 最終処分場の概要

施設名	えびの市一般廃棄物最終処分場
所在地	えびの市大字坂元 662 番地
埋立面積	9,500m ²
埋立容量	70,000m ³
浸出水処理施設処理能力	70m ³ /日

6. ごみ処理体制

6-1 処理・処分体制

本市のごみ処理・処分体制は、以下のとおりです。

◆図表 3-17 ごみ処理体制

ごみの種類		収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	燃やせるごみ	本市	本市	本市
	燃やせないごみ			
	資源物			
	粗大ごみ	市民		
事業系ごみ	燃やせるごみ	事業者/許可業者	本市	本市
	燃やせないごみ			
	資源物			
	粗大ごみ			

6-2 ごみ処理経費

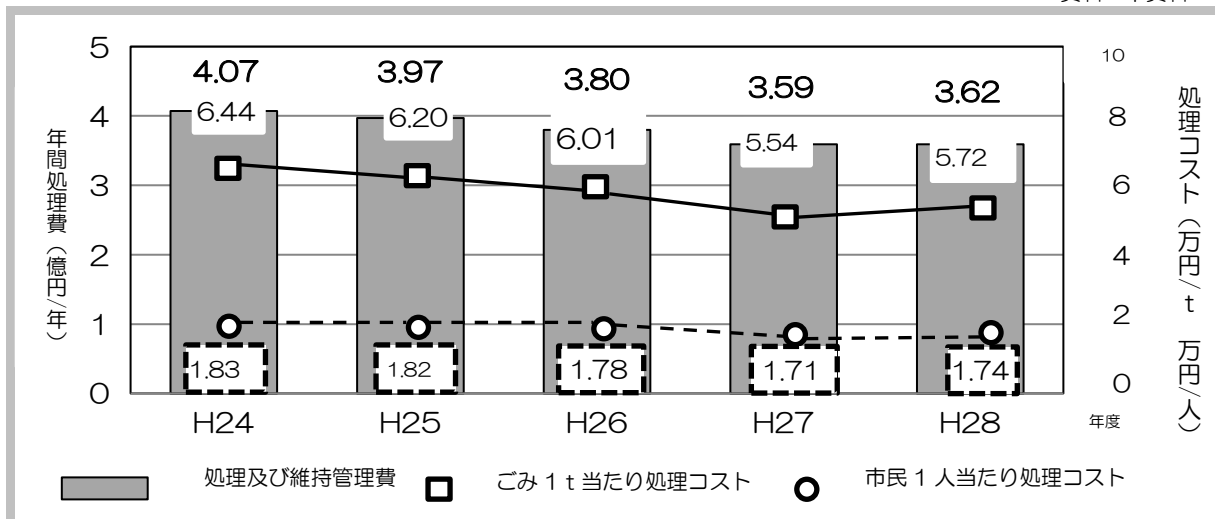
本市のごみ処理経費は、平成 27 年度まで減少していましたが、平成 28 年度は増加傾向となっています。

ごみ 1t 当たりコスト、市民 1 人当たりコストも同様の傾向となっています。

◆図表 3-18 ごみ処理経費

項目			H24	H25	H26	H27	H28
ごみ量	①	t/年	6,207	6,291	6,233	6,379	6,230
人口	②	人	21,861	21,437	21,105	20,725	20,427
建設・改良費	A	千円/年	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	B	千円/年	399,444	390,016	374,877	353,547	356,367
その他	C	千円/年	8,021	6,631	4,882	5,471	5,585
合計	—	千円/年	407,465	396,647	379,759	359,018	361,952
ごみ 1t 当たりのコスト	B÷①	円/t 年	64,400	62,000	60,100	55,400	57,200
市民 1 人当たりのコスト	B÷②	円/人年	18,300	18,200	17,800	17,100	17,400

資料：市資料

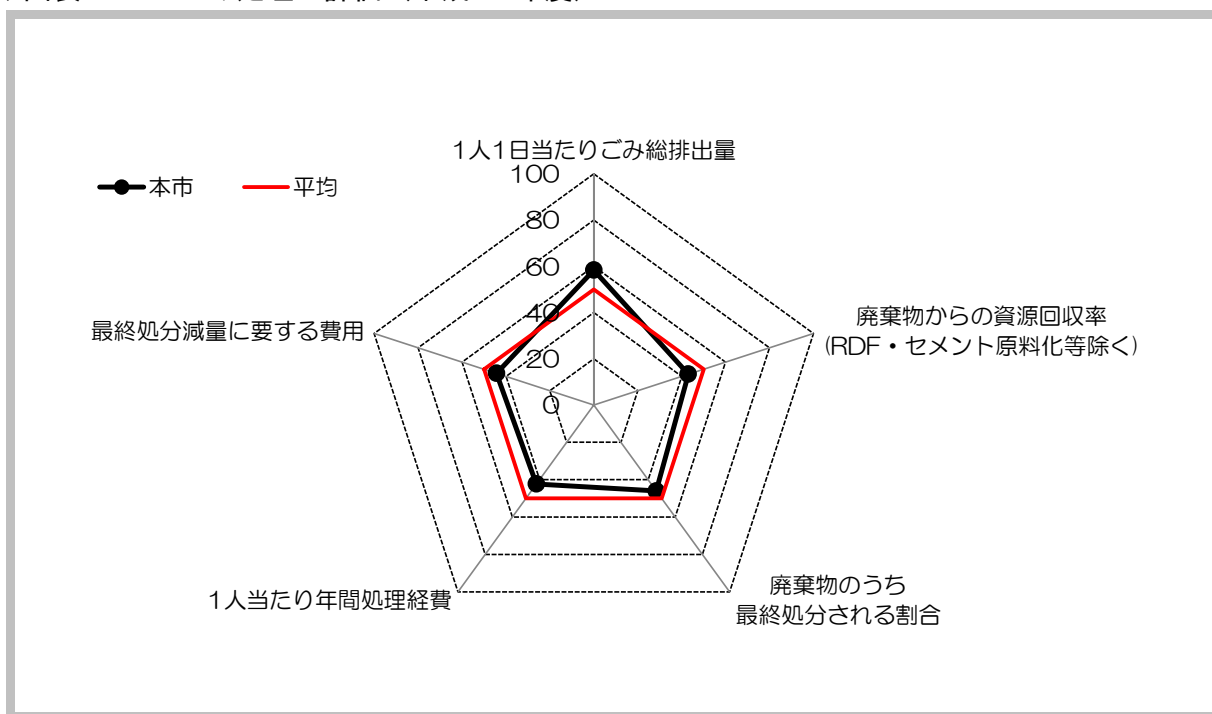


7. ごみ処理の評価

本市のごみ処理の評価については、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成26年度実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価した結果を以下に示します。

1人1日当たりごみ総排出量以外は、いずれの項目も標準偏差値をやや下回る評価となっています。

◆図表 3-19 ごみ処理の評価（平成26年度）



指標		指数の見方
循環型 社会形成	1人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

8. ごみ処理の課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりです。

8-1 ごみの排出に関する事項

ごみの排出抑制が必要

- ・ 生活系ごみのうち直接搬入ごみが増加傾向となっているため、排出抑制を推進していく必要があります。
- ・ 事業系ごみの排出量は増加傾向となっているため、事業者のごみの排出抑制や適正処理を推進する必要があります。

8-2 資源化に関する事項

資源化の推進が必要

- ・ 本市のリサイクル率は、宮崎県や全国の平均値より低い値となっていることから、資源化を進める必要があります。

8-3 中間処理に関する事項

長期的な安定処理が必要

- ・ えびの市美化センターは、供用開始より 20 年が経過していることから、今後も適正な維持管理及び運転管理を継続することにより、施設の安定稼働を継続する必要があります。
- ・ 一般的に廃棄物の中間処理施設の供用年数は 15～20 年間とされていることから、将来的な施設整備のあり方を検討する必要があります。

8-4 最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

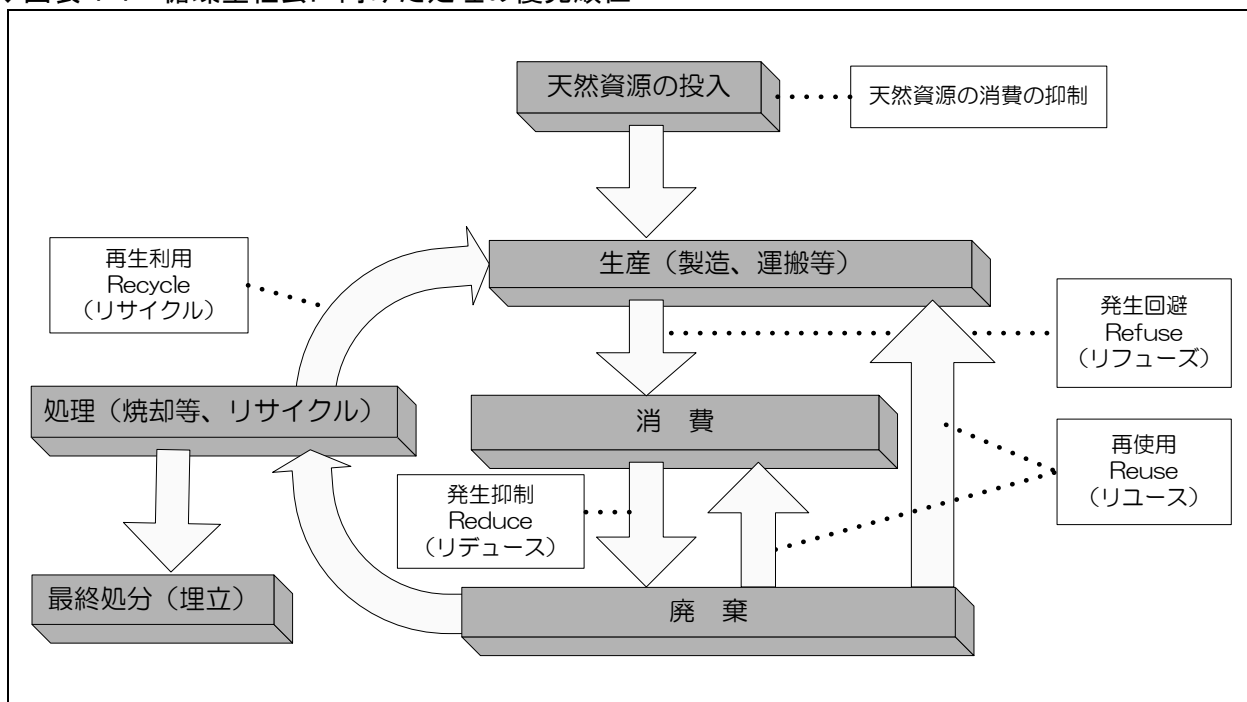
- ・ 本市では全国及び宮崎県と比較して最終処分率は高くなっていることから、ごみの排出量を減らし、焼却残渣や不燃物残渣を減らすことで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る必要があります。

第4節 ごみ処理の目標

1. 基本理念と基本方針

本市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位(図表4-1)を踏まえて、ごみによる環境への負荷をできる限り低減するため、ごみの発生回避(Refuse)、ごみの発生抑制(Reduce)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)の4R活動を推進することで、限りある資源とエネルギー使用量の削減と循環的な利用を促進していくものとします。あわせて、本計画では、「資源循環型社会の推進」を基本理念として、ごみの減量化及び資源化を進めていくものとします。

◆図表 4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位



本市では、「資源循環型社会の推進」を基本理念として「市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の促進」、「適正な収集・運搬・処分の継続及び構築」の3つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとします。

◆図表 4-2 基本理念と基本方針

■基本理念

資源循環型社会の推進

■基本方針

・市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする4R運動(Refuse:リフューズ、Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)に取り組み、市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の構築を目指す方針とします。

・ごみの減量化及び資源化の促進

これまで行ってきた施策の促進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図る方針とします。

・適正な収集・運搬・処分の継続及び構築

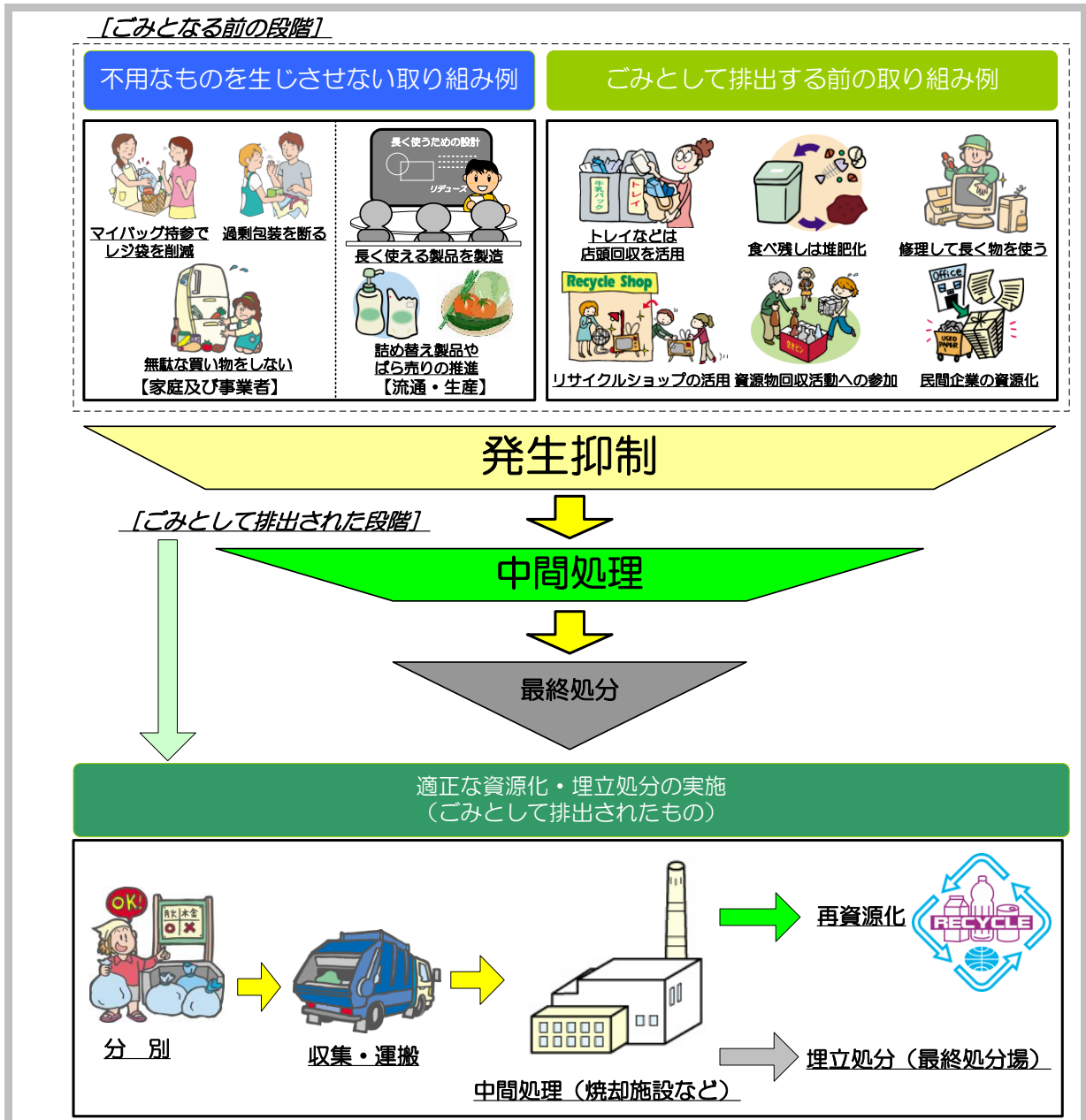
安全かつ適正なごみの収集・運搬・処分を継続する方針とします。

あわせて、現在供用しているごみ処理施設においては、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理を継続して行う方針とします。

本計画では、「発生抑制」を「ごみとなる可能性がある不要なものになるべく出さないこと」や、「不要になってしまったものについてはリユース（再使用）すること」として位置付けています。

「発生抑制」のイメージは、下図に示すとおりとなります。

◆図表 4-3 発生抑制に対する一般的なイメージ



2. ごみ排出量及び処理量の推計方法

人口及びごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている記述をもとに、下記に示す5つの推計式をもとに推計を行っています。

なお、人口は本市の「えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来人口を採用し、ごみ量は過去5年間（平成24年度～平成28年度）の実績値を基本として推計しています。

【予測式】

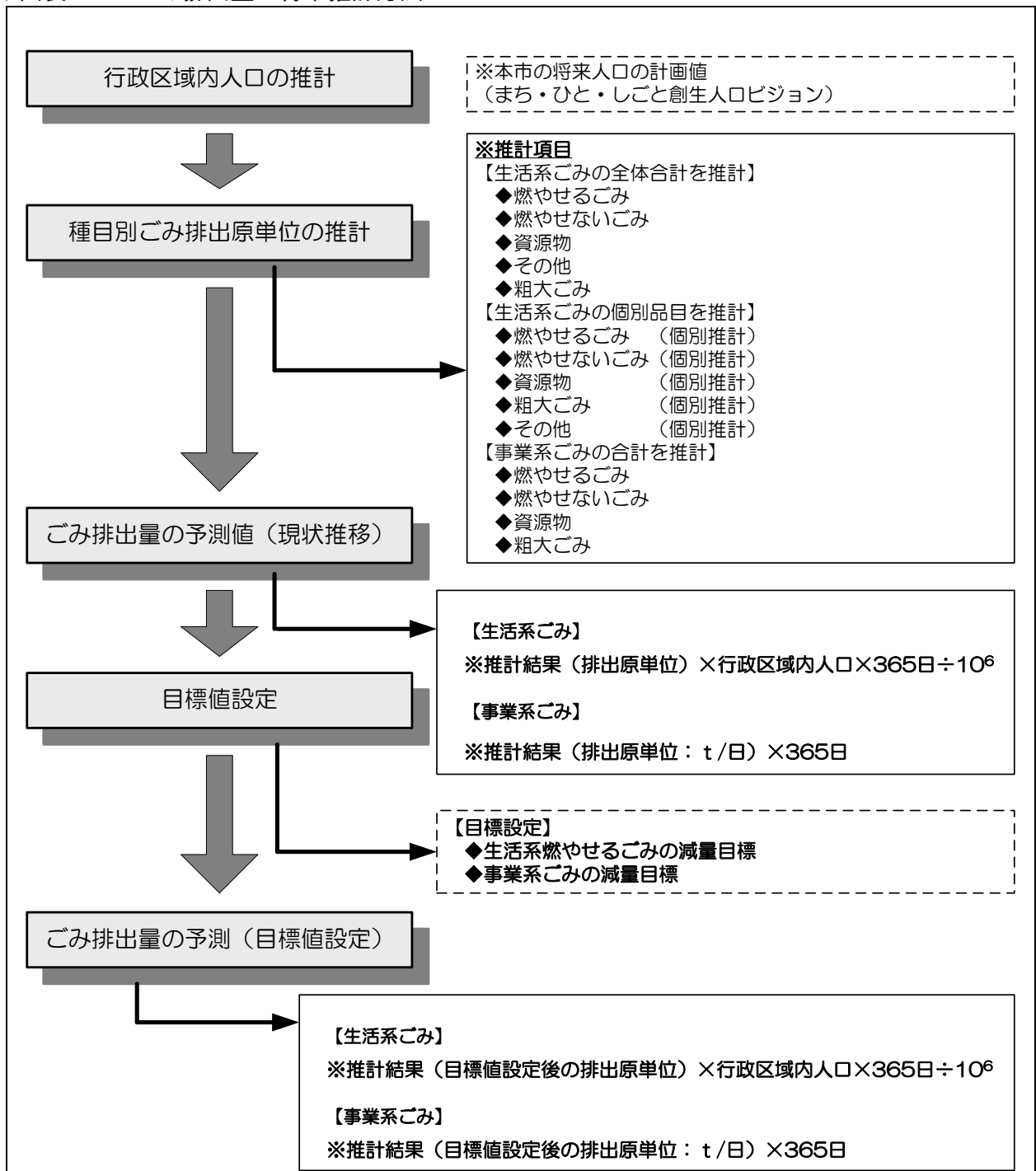
◆一次傾向線	: $y=a \cdot x+b$
◆二次傾向線	: $y=a \cdot x^2+b \cdot x+c$
◆一次指数曲線	: $y=a \cdot b^x$
◆べき乗曲線（ハイオーダー法）	: $y=a \cdot x^b$
◆対数曲線	: $y=a \cdot \ln(x)+b$

【備考】

- x : 変数
- y : 基本年度からx年後の推計値
- a,b,c : 最小二乗法により求められる定数

ごみ排出量の将来推計方法は、以下に示すとおりの方法で行いました。

◆図表 4-4 ごみ排出量の将来推計方法



3. 目標値の設定

3-1 本計画の達成目標

本計画では、ごみ減量化の目標として、ごみ排出量の割合が多い生活系の燃やせるごみ及び事業系ごみにターゲットを絞った減量化目標を設定しました。

生活系の燃やせるごみの減量目標は、平成39年度において日々の取組易さや、即効性などから生ごみの水切り施策で約5.0%、食品残渣削減に向けた取組により約20g/人・日の減量効果を見込んでいます。

事業系ごみについては、平成39年度においてごみ減量化に関する各種啓発の実施や、飲食店などにおける生ごみの水切りの推進、事務所内で利用する古紙等の再資源化の推進などを複合的に行うことにより約5.0%の削減を見込んでいます。

上記の目標設定により、本計画では以下に示す目標の達成を目指すものとします。

計画目標年次：平成39年度

本計画での達成目標

【減量化量の目標値】

⇒ 約17.7%を削減（平成28年度実績比で排出量を削減）

【再資源化率の目標値】

⇒ 約14.4%に向上（排出量に対する再資源化量の割合）

なお、平成32年度時点では、本計画の1人1日当たりの生活系ごみの排出量（資源ごみを除く）は約533gと、国が示す目標値の500gと比較するとやや上回っているものの、平成39年度時点においては、約509gと近似した目標値としています。

一方で、平成32年度時点の宮崎県の目標値は1人1日当たりの排出量が930g（生活系ごみ＋事業系ごみ）となっているため、本計画の目標値（840g）は既に達成しており、平成39年度時点では、更にこれを下回る830g/人日を達成する目標としています。

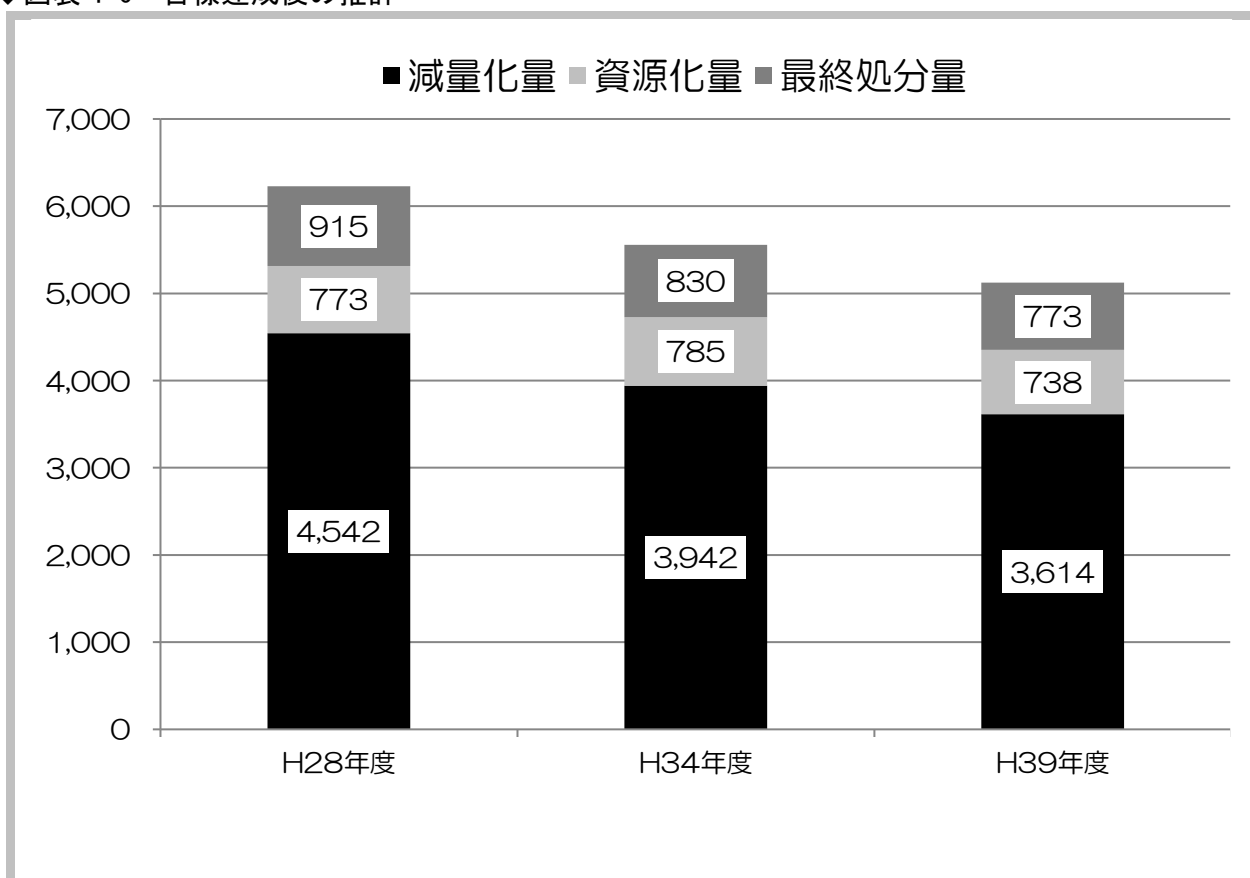
3-2 目標値達成後の姿

目標達成後の推計結果を、図表 4-5. 4-6. 4-7 に示しました。

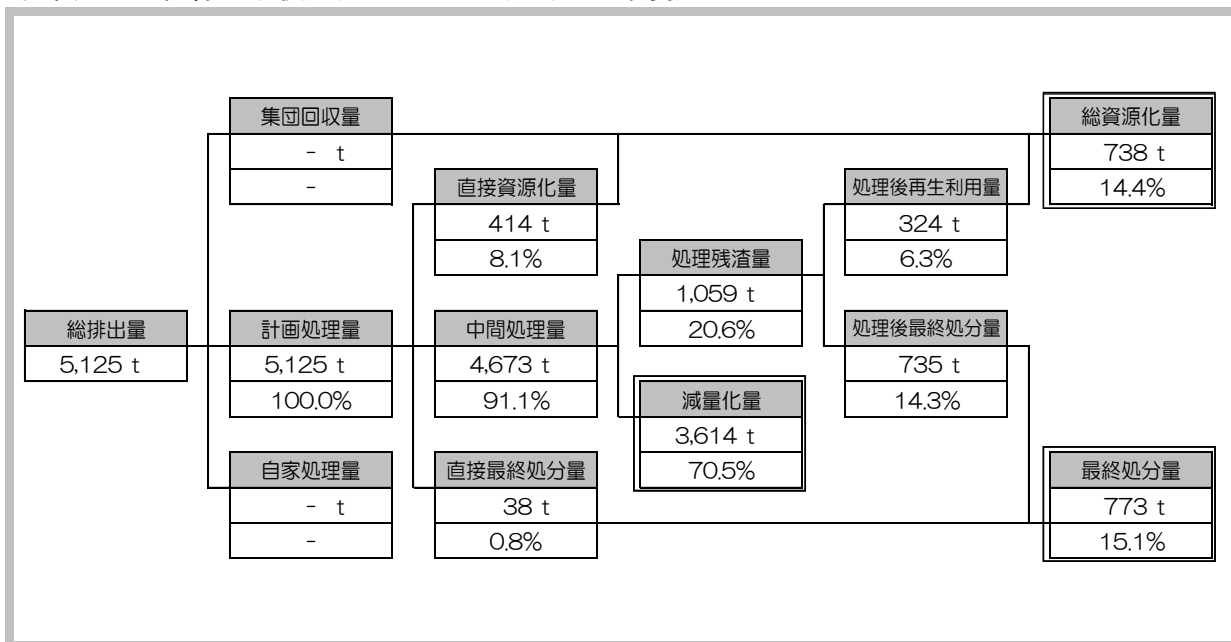
◆図表 4-5 目標達成の推計結果

項目	単位	現状	中間目標値	計画目標値
		H28	H34	H39
行政区域内人口	人	20,427	18,228	16,906
総排出量	t/年	6,230	5,557	5,125
生活系ごみ	t/年	4,816	4,181	3,782
事業系ごみ	t/年	1,414	1,376	1,343
集団回収	t/年	0	0	0
減量化率(対H28)	-	-	-10.8%	-17.7%
総資源化量	t/年	773	785	738
再資源化率	-	12.4%	14.1%	14.4%
最終処分量	t/年	915	830	773
最終処分率	-	14.7%	14.9%	15.1%

◆図表 4-6 目標達成後の推計



◆図表 4-7 目標達成後の処理フロー（平成 39 年度）

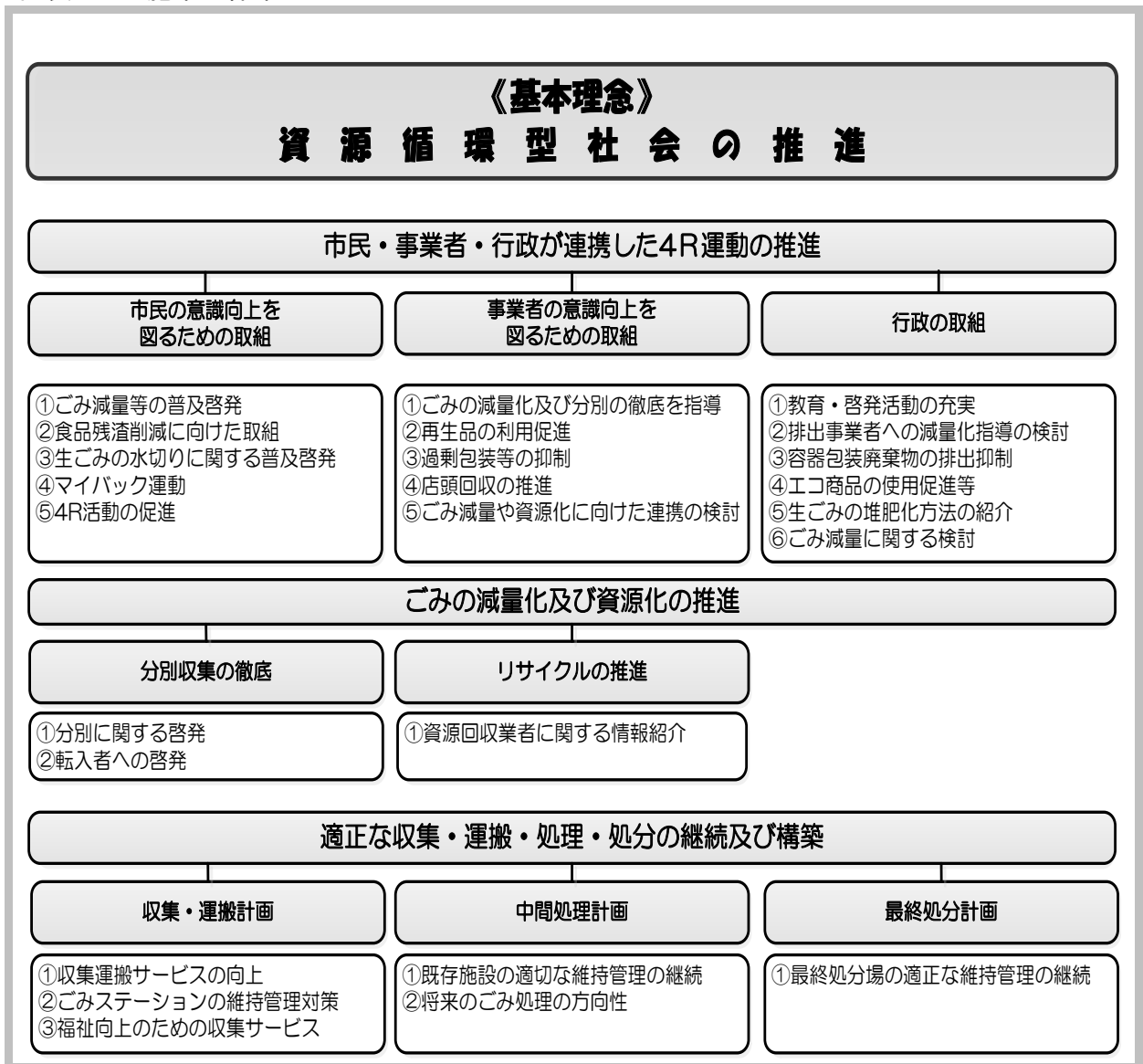


第5節 排出抑制計画

1. 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームを以下に示しました。

◆図表 5-1 施策の体系



2. 市民の意識向上を図るための取組

2-1 ごみ減量等の普及啓発

本市では、ごみの分別の徹底を図るためにごみの出し方辞典を配布しており、市民のご協力を頂いていますが、今後も継続した分別の徹底を図るための啓発を強化し、再資源化を推進します。

2-2 食品残渣削減に向けた取組

食べ残しについては、農林水産省において全国的な食品残渣削減に関する統計調査を実施しており、「食べ残し」、「賞味期限切れなどにより食品として使用または提供されずに廃棄されたもの」、「調理時に皮などを過剰に除去したもの」など、食品を無駄にした量の合計は1人1日当たり約40gと推定されており、食品使用量(1,116.4g/人・日)の約3.7%を占めているとされています。本市においても同程度の食品残渣は発生しているものと考えられるため、将来的に食品残渣を半減させる取組を検討します。

2-3 生ごみの水切りに関する普及啓発

生ごみの水切りは、可燃ごみに対して約10%程度の減量の効果が期待できるため、生ごみの水切りの重要性を普及啓発します。

2-4 マイバッグ運動

宮崎県と連携して、マイバッグ持参の促進やレジ袋の削減に向けた取組を行います。



2-5 4R活動の促進

ごみの減量、再利用を主軸に、4R活動の促進を図る情報の提供を行います。

3. 事業者の意識向上を図るための取組

3-1 ごみの減量化及び分別の徹底を指導

事業者に対してごみの減量化や資源化物の分別を徹底するように指導・啓発します。

ごみの減量化については、飲食店などを対象に水切りに関する啓発を実施します。

資源ごみの分別については、事業所の責任で古紙類等の再資源化を進める啓発を実施します。

3-2 再生品の利用促進

事業所内で事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用することや、事業活動に使用する原材料についても再生品を利用し、可能な限り物を無駄にしない取組に関する啓発を行います。



3-3 過剰包装等の抑制

事業者に対して、過剰包装、緩衝剤などの廃棄物となるものの使用を控える取組を推進します。

3-4 店頭回収の推進

食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を実施する店舗が、拡大できるよう取組を検討します。

3-5 ごみ減量や資源化に向けた連携の検討

ごみ減量化や資源化を進めている事業者の先進的な取組を、市内の他の事業者で共有できるような事業者と行政の連携のあり方を検討します。

4. 行政の取組

4-1 教育・啓発活動の充実

学校やPTA、婦人会、高齢者クラブ等を対象にごみ問題や地域の環境に対する問題への理解と取組に積極的に協力してもらうため、施設見学会やごみ問題に関する環境学習を実施します。



4-2 排出事業者への減量化指導の検討

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、出前講座などを活用した説明会の実施や、多量排出事業者については「ごみ減量化計画書」の作成を指導することも視野に入れた検討を実施していくものとします。

4-3 容器包装廃棄物の排出抑制

平成22年6月から宮崎県下一斉にレジ袋の無料配布を中止し、レジ袋有料化の方針を示していることから、本市においてもレジ袋の削減、簡易包装の促進の為の啓発活動を継続していきます。

4-4 エコ商品の使用促進等

エコへの取組の一環として、環境への負荷ができるだけ小さい商品などを使用することを促進します。

4-5 生ごみの堆肥化方法の紹介

手作りコンポストなど、家庭で手軽に実施できる生ごみの堆肥化方法の紹介や、製造した堆肥の有効活用方法などについて、広報等で紹介します。

4-6 ごみ減量に関する検討

今後のごみ排出量の推移を見極めた上で、必要に応じてごみ減量化に向けたごみ処理の有料化等の取組を検討します。

第6節 資源化計画

1. 分別収集の徹底

1-1 分別に関する啓発

資源物の適正分別を進めるため、出前講座等を活用した啓発を推進します。

また、ごみの分別徹底を図るため、市民にわかりやすいごみの出し方辞典を作成し、啓発を行います。



1-2 転入者への啓発

転入者に対するごみの減量や資源物の分別徹底の周知を行うため、転入時の事務手続き時において、本市の窓口等での啓発を引き続き実施します。

2. リサイクルの推進

2-1 資源回収業者に関する情報紹介

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業所から排出されるごみは、事業者自らが分別徹底や資源化等の取組を行い、ごみの減量化を図ることを原則とします。

本市では、事業者が再資源化を進めるための方法や資源化できる企業などの情報を市内の事業所に紹介する取組を検討します。

第7節 ごみ処理計画

1. 処理主体

本計画におけるごみ処理主体を、排出段階、収集運搬段階、処分段階ごとに、明確化しました。

1-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である市民や事業者が自ら行うものとします。

なお、ごみの減量や再生利用を実施するため周知・啓発等は本市が行うものとします。

1-2 収集運搬段階

生活系ごみの収集運搬は、本市が行うものとします。なお、施設へごみを持ち込む場合は、市民自らが運搬するものとします。

事業所から排出されるごみは収集運搬の許可を有した業者または事業者自らが、施設へ持ち込むものとします。

1-3 処分段階

一般廃棄物の処分は、現状どおり本市が行うものとします。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとします。

◆図表 8-1 ごみ処理段階と処理主体

項目	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市民	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	本市	

※処理困難物等は排出者責任

2. 収集・運搬計画

本市における収集・運搬計画の方向性を、以下に示します。

- ◆ 収集運搬サービスの向上
- ◆ ごみステーションの維持管理対策
- ◆ 福祉向上のための収集サービス

2-1 収集運搬サービスの向上

ごみの収集・運搬については、引き続き効率的な収集を行い、市民サービスの向上を図ります。

2-2 ごみステーションの維持管理対策

ごみステーションの美化を図るため、ごみ出しルールを徹底し、管理する自治会等と協力して、ごみステーションの衛生管理など適正な維持に努めるものとします。

2-3 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な市民や障がいのある市民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要となります。こうした市民を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討します。



3. 中間処理計画

本市における中間処理計画の方向性を、以下に示します。

- ◆ 既存施設の適切な維持管理の継続
- ◆ 将来のごみ処理の方向性

3-1 既存施設の適切な維持管理の継続

本市から排出されるごみを中間処理している「えびの市美化センター」は、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の長寿命化に努めるものとします。

3-2 将来のごみ処理の方向性

えびの市美化センターは供用開始から20年近く経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後の当該施設のあり方について検討を開始する時期を迎えています。

そのため、宮崎県の広域化計画を踏まえた上で、周辺自治体と調査・検討を進めていきます。

◆図表 8-2 中間処理量の推移

		単位	H28	H34	H39
施設での総処理量		t/年	6,230	5,557	5,125
焼却処理量		t/年	5,183	4,586	4,205
資源化対象物		t/年	796	719	673
処理 内 訳	破砕物 (破砕処理)	t/年	393	392	387
	不燃物 (埋立処分)	t/年	16	16	15
	資源物 (資源化)	t/年	773	785	738
破砕物処理量		t/年	393	392	387
処理 内 訳	可燃物 (焼却処理)	t/年	165	165	163
	不燃物 (埋立処分)	t/年	162	161	159
	鉄屑 (資源化)	t/年	66	66	65

4. 最終処分計画

本市における最終処分計画の方向性を、以下に示します。

◆ 最終処分場の維持管理の継続

4-1 最終処分場の適正な維持管理の継続

最終処分場は、今後、ごみの減量化や資源化を実施することにより、最終処分量を削減し、長寿命化を図るものとします。

あわせて、浸出水処理施設は、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の長寿命化に努めるものとします。

第8節 その他の計画

1. 広報啓発活動

一般廃棄物処理事業の重要性を、わかりやすく市民へ伝えることを目的とした啓発活動を推進するために、本市のホームページ上での各種情報提供の継続、自治会、婦人会、学校などとも連携を図る体制の構築についても検討します。

2. 不法投棄・野外焼却対策

2-1 不法投棄対策等の強化

不法投棄・野外焼却対策として、広報やホームページによる啓発を行い、パトロールを継続して実施します。

あわせて、不法投棄・野外焼却を発見した場合は、関係機関との情報共有を行います。



2-2 市民・事業者・行政による情報ネットワークの構築

市民・事業者・行政が協働で、空き缶やタバコなどのポイ捨てのないまちづくりに向けた取組を実践すると同時に、不法投棄などの取締りの強化を行っていくものとします。

また、こうしたまちづくりを実現していくために、市民・事業者・行政による情報ネットワークの構築を進めていく必要があることから、今後検討を行います。

※不法投棄・野外焼却は犯罪です！

不法投棄及び野外焼却に関する罰則については、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人には3億円以下）又は併科と、厳罰化されています。

3. 災害廃棄物処理対策

「えびの市地域防災計画」（平成 25 年 3 月策定）及び「えびの市災害廃棄物処理計画」（平成 27 年 10 月策定）（以下「計画という。」）において、災害が発生した場合の処理対策を設定していることから、本計画に基づいた対応を実施していくものとします。

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められることから、当該計画を踏まえ、市内及び周辺地域との連携体制を構築していくものとします。

◆図表 9-1 地域防災計画における災害廃棄物の処理対策

【処理体制の確保】

項目	内容
人員、資機材などの確保	がれき処理の実施に必要な人員、資機材などの確保に努める。
応援要請	関係部署と調整を行い、県、近隣の市町ならびに民間の廃棄物処理事業者などに対して必要に応じて応援を要請する。

【処理の実施】

項目	内容
撤去作業	関係部署と連携して、災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、あるいは通行上支障があるものなどから優先的に撤去するものとする。
中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空地の確保	損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理には長時間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリートなどのリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。
ごみ処理	えびの市美化センター、えびの市一般廃棄物最終処分場

4. 宅医療廃棄物への対応

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があり、適正な処理を推進することが必要となっています。

注射針や感染性廃棄物などの危険な廃棄物は、医療機関を通じて専門業者による回収とし、その他のものは本市による処理とします。

5. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法において、ばいじん（事業者排出分）、PCB 使用製品、感染性医療廃棄物が指定されており、特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物に関しては、製造メーカー及び専門業者等に引き渡すこととし、本市では取り扱わないものとします。